

熊谷市障がい者計画(案)

第2次:平成29年度～平成32年度

～ ともに生き、ともに暮らせるまちづくり ～



題名「なかま」

平成29年3月

熊谷市

目 次

第1章 総論

- 1 計画策定の背景と趣旨 2
- 2 法令等の根拠及び計画の概要 3
- 3 計画期間 5
- 4 計画の策定体制 6

第2章 障がい者の現状

- 1 人口の推移 8
- 2 障がい者の推移 9

第3章 障がい者を取り巻く環境の変化

- 1 障がい者に関する制度 16

第4章 障がい者計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 24
- 2 施策の基本方針 25
- 3 重点施策 26
- 4 施策の推進体制 28

第5章 障がい者計画の施策展開

- 1 基本方針1 心かようやさしいまちづくり 30
- 2 基本方針2 いきいき暮らすまちづくり 37
- 3 基本方針3 すこやかに育むまちづくり 44
- 4 基本方針4 生きがいのあるまちづくり 51
- 5 基本方針5 安心・安全なまちづくり 55

資料

- 1 障がい者計画 第1次・第2次計画
体系別施策の対照・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
- 2 障がい者計画（第1次）：後期体系別自己評価・・ 70
- 3 障がい者団体へのヒアリング内容と対応等・・・・ 76
- 4 策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
- 5 熊谷市障がい者計画策定委員会設置要綱・・・・ 83
- 6 熊谷市障がい者計画策定委員会委員名簿・・・・ 86

※ 本計画における「障害」「障がい」の表記については、前計画において、策定審議会で検討の上、国の改革推進本部においても「障がい」の表記を取り入れていることや近年の状況をふまえ、固有名詞として「障害」を使用しているものを除き「障がい」と表記することとしたものを踏襲しました。

第1章 総論

1 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成25年9月に障害者基本計画（第3次）を策定し、障がい者施策の基本的な方向を定めるとともに、理念の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施しています。

また、県においても、同様に国の基本計画を踏まえ、「障害者計画」と「障害福祉計画」を一体化した「第4期埼玉県障害者支援計画」を平成27年3月に策定し、施策を総合的かつ計画的に実施しています。

本市においては、平成19年3月に「熊谷市障がい者計画（第1次）」を策定、平成24年3月に中間見直しを行い、平成28年度に計画期間が終了します。

このため、今回「熊谷市障がい者計画（第2次）」を平成29年度を初年度に新たに策定します。

なお、本市では、「障害者総合支援法」（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）で3年ごとに策定が義務付けられている「障がい福祉計画」を「熊谷市障がい福祉計画（第4期）」として平成27年3月に策定し、現在その計画（第4期）に沿って各種施策を進めています。

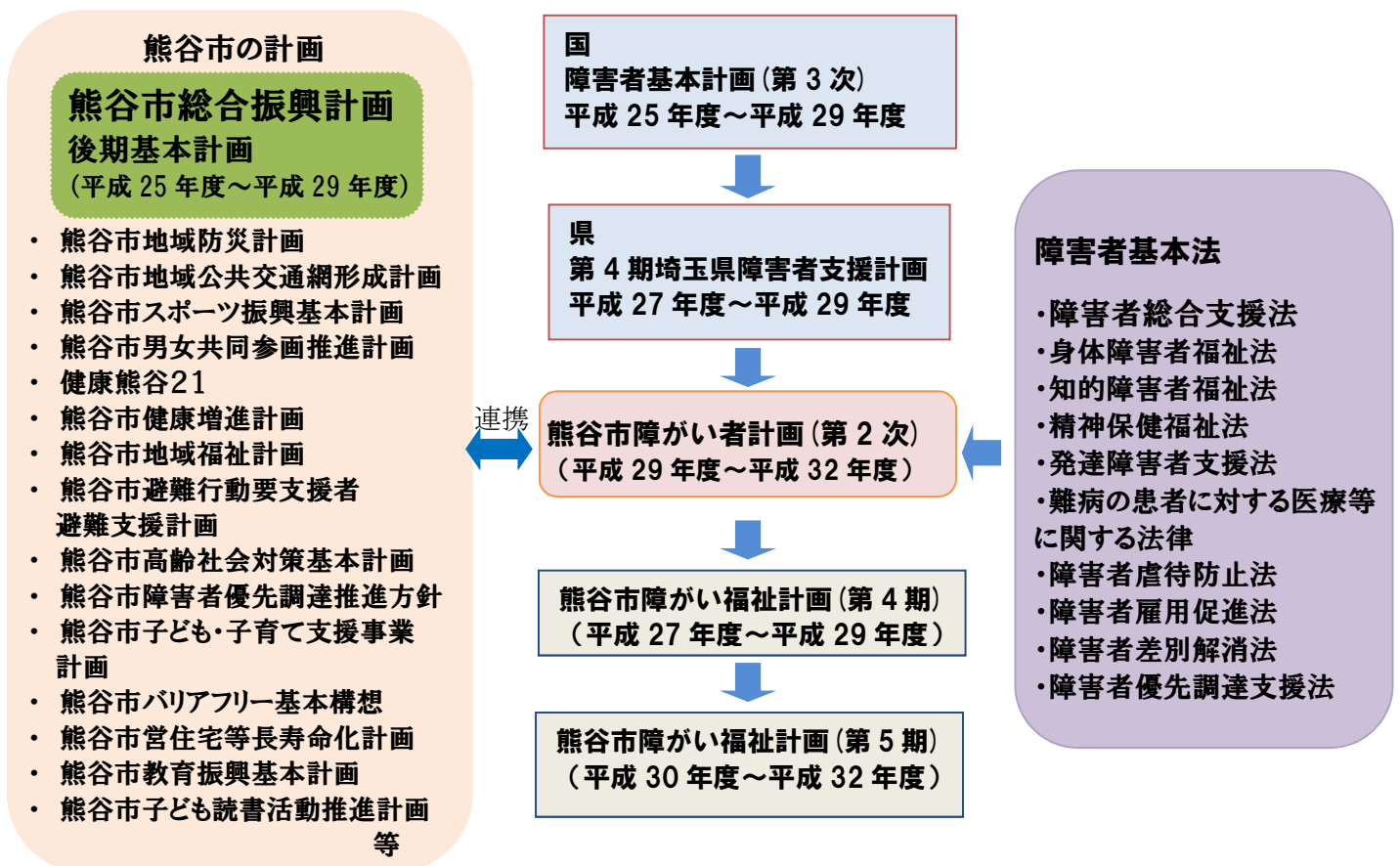
2 法令等の根拠及び計画の概要

1 計画の性格

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」として位置付けられるもので、障害者基本法第1条に規定されるように、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念」にのっとり、共生する社会を目指して、本市の障がい者施策の基本方針を定め、施策の総合的な推進を図るものです。

2 計画の枠組み

「熊谷市障がい者計画」は、熊谷市の障がい者施策の基本となるものであり、法令及び国の「障害者基本計画」をはじめとして、「埼玉県障害者支援計画」との関係に留意しつつ、本市の「熊谷市総合振興計画」、「熊谷市健康増進計画」、「熊谷市地域福祉計画」、「熊谷市高齢社会対策基本計画」等の上位・関連計画との整合を図りながら障がい者福祉全般にわたる計画として策定しました。



3 熊谷市障がい者計画と関連計画

熊谷市障がい者計画と関連する計画は以下のとおりです。本計画「第5章障がい者計画の施策展開」における各施策は、担当課において策定する以下のそれぞれの計画に反映されています。

熊谷市障がい者計画と関連する計画と担当課

No.	計画名	担当課
1	熊谷市地域防災計画	危機管理室
2	熊谷市総合振興計画	企画課
3	熊谷市地域公共交通網形成計画	企画課
4	熊谷市スポーツ振興基本計画	スポーツ振興課
5	熊谷市男女共同参画推進計画	男女共同参画室
6	健康熊谷21	健康づくり課
7	熊谷市健康増進計画	健康づくり課
8	熊谷市地域福祉計画	福祉課
9	熊谷市避難行動要支援者避難支援計画	福祉課
10	熊谷市高齢社会対策基本計画	長寿いきがい課
11	熊谷市障がい福祉計画	障害福祉課
12	熊谷市障害者優先調達推進方針	障害福祉課
13	熊谷市子ども・子育て支援事業計画	こども課
14	熊谷市バリアフリー基本構想	都市計画課
15	熊谷市営住宅等長寿命化計画	営繕課
16	熊谷市教育振興基本計画	学校教育課
17	熊谷市子ども読書活動推進計画	図書館

3 計画期間

市が策定する障がい者施策に関する計画は、「熊谷市障がい者計画」と「熊谷市障がい福祉計画」があります。

「熊谷市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村の障がい者施策の基本計画である「市町村障害者計画」として位置付けられています。

一方、「熊谷市障がい福祉計画」は、障がい者福祉サービスの目標見込量を明らかにし、施策の総合的な推進を図る実施計画です。この計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」として位置付けられています。

「熊谷市障がい者計画（第1次）」は、平成19年3月に合併前の1市3町の計画を見直し、平成19年度から10か年計画として策定しました。その後、平成23年3月の中間見直しを経て、同年4月から後期計画を推進してきましたが、平成28年度に終了いたしました。

また、「障がい福祉計画」は、平成18年3月に「熊谷市障がい福祉計画（第1期）」を策定し、厚生労働省の指針に従い3年ごとに計画を策定しています。現在「熊谷市障がい福祉計画（第4期）」を平成27年4月から進めています。

両計画は、計画期間が違うことから、現在、計画の終期にずれが生じています。

このことから、今回策定する「熊谷市障がい者計画（第2次）」は、平成30年度からスタートする「熊谷市障がい福祉計画（第5期）」と終期を合わせるため、4年計画とし、以後、障がい者計画と障がい福祉計画を併せ「熊谷市障がい者支援計画（仮称）」として、3年ごとに策定する予定とします。

○ 今後の計画予定（年度）

27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
熊谷市障がい者計画（第1次） （H19～H28）		熊谷市障がい者計画（第2次） （H29～H32）				熊谷市障がい者支援計画 （仮称） （熊谷市障がい者 計画） +			熊谷市障がい者支援計画 （仮称） （熊谷市障がい者 計画） +		
熊谷市障がい福祉計画 （第4期）		熊谷市障がい福祉計画 （第5期）				[熊谷市障がい福祉計画 （第6期）]			[熊谷市障がい福祉計画 （第7期）]		

4 計画の策定体制

1 熊谷市障がい者計画策定委員会の設置

「熊谷市障がい者計画（第2次）」の策定は、学識経験者、公募による市民、障がい者団体の代表者、医療機関の代表者、関係行政機関の職員、障がい者福祉に関する事業者等15人の委員からなる「熊谷市障がい者計画策定委員会」を設置し、協議・検討を行いました。

2 行政内部の策定体制

行政内部においては、市関係職員による「熊谷市障がい者計画策定委員会作業部会」を設置し、障害福祉課が中心となって計画を作成、検討しました。

3 障がい者団体へのヒアリング

本計画の策定にあたり、障がいのある方の現状や意向などを把握するために、市内12の障がい者団体等を対象にヒアリング調査を行い、計画づくりに反映させています。

※ ヒアリングの内容等については、巻末の資料を参照

4 計画の公表

本計画の推進を図る上では、計画に関わるすべての市民が、その目指すべき共生社会を理解し、将来像や取組について理解を共有していくことが必要です。

そのため、市のホームページ等を活用したり、総ルビ版を作成するなどを行い、広く市民に公表するとともに、普及・啓発に努めます。

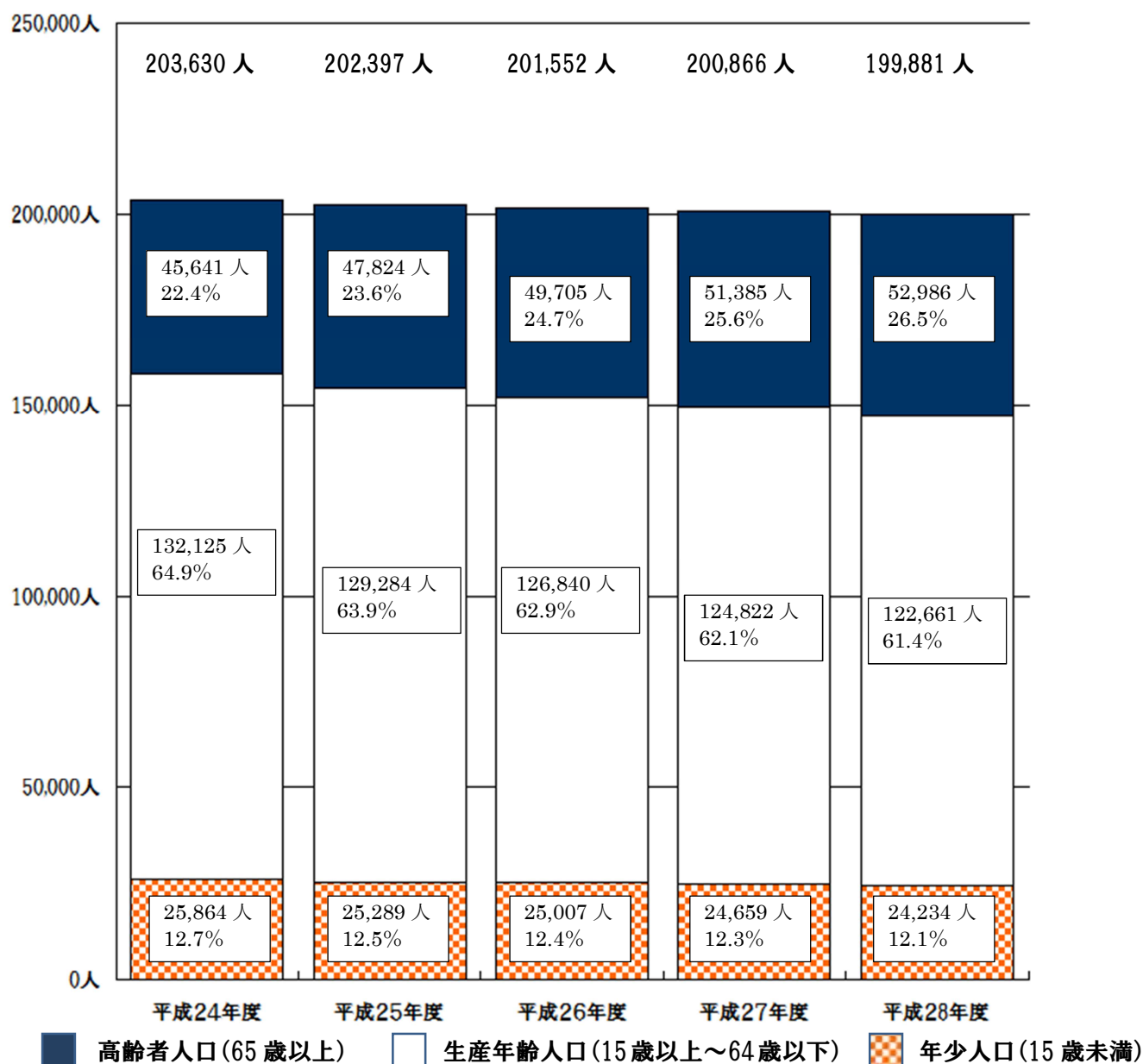
第2章 障がい者の現状

1 人口の推移

住民基本台帳人口の推移を見てみると、総人口は、平成24年度から平成28年度までに3,749人の減（平成28年度総人口比の約1.9%減）と、年々減少しています。また、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15歳～64歳）及び高齢者人口（65歳以上）それぞれの年齢三区分別の人口推移をみると、年少人口及び生産年齢人口が減少している一方、高齢者人口はさらに増加しており、超高齢化社会となっています。

グラフ1 年齢三区分別総人口の推移（住民基本台帳人口）

各年度4月1日現在

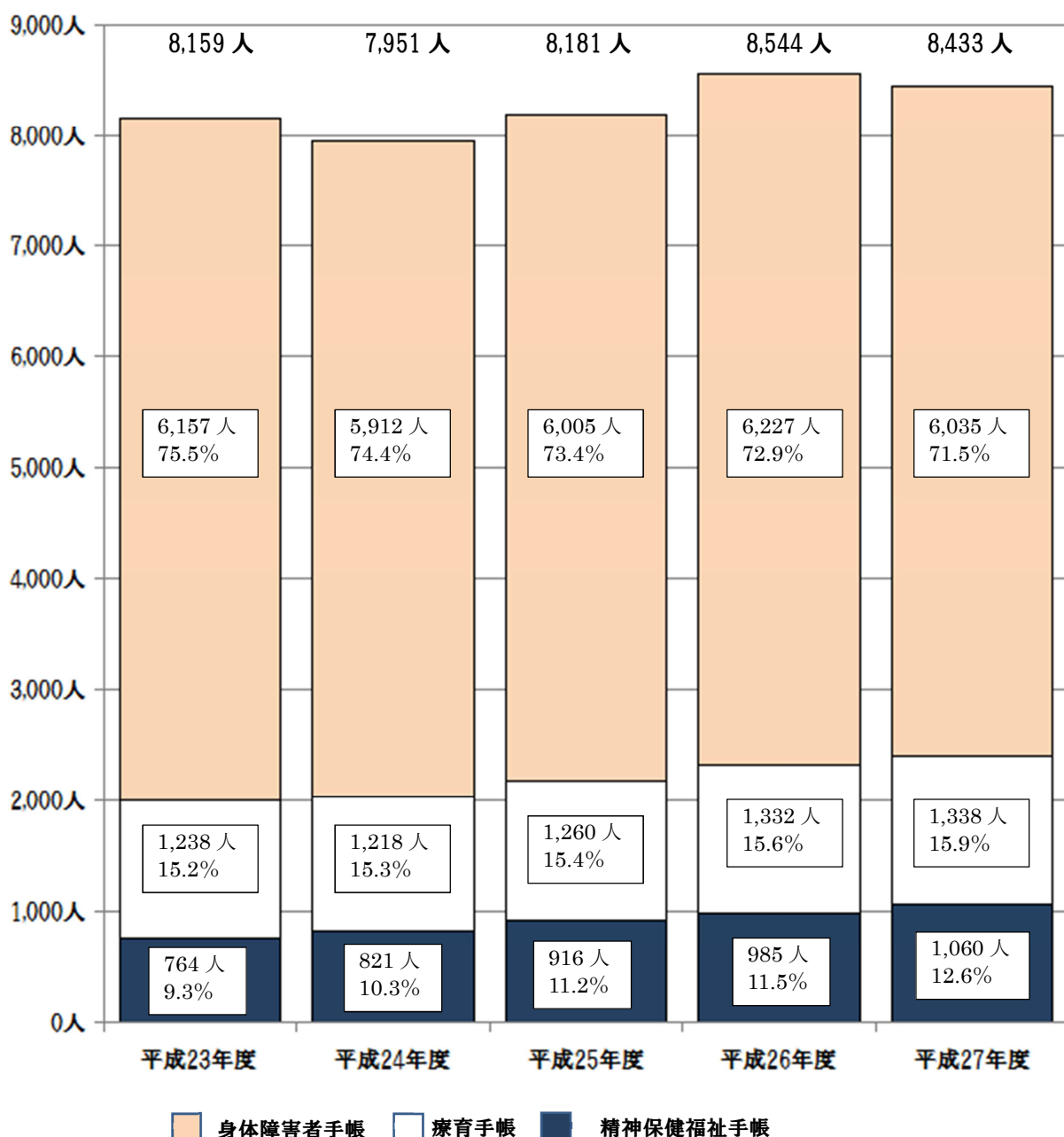


2 障がい者の推移

1 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者の総数は、横ばい傾向にありながらも平成23年度と比較すると微増の状況です。また、手帳種別ごとの傾向を見てみると、身体障害者手帳所持者は全体の70%超を占めていますが、ここ近年は、横ばいまたは減少傾向にあります。一方、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳所持者は増加の一途をたどっています。

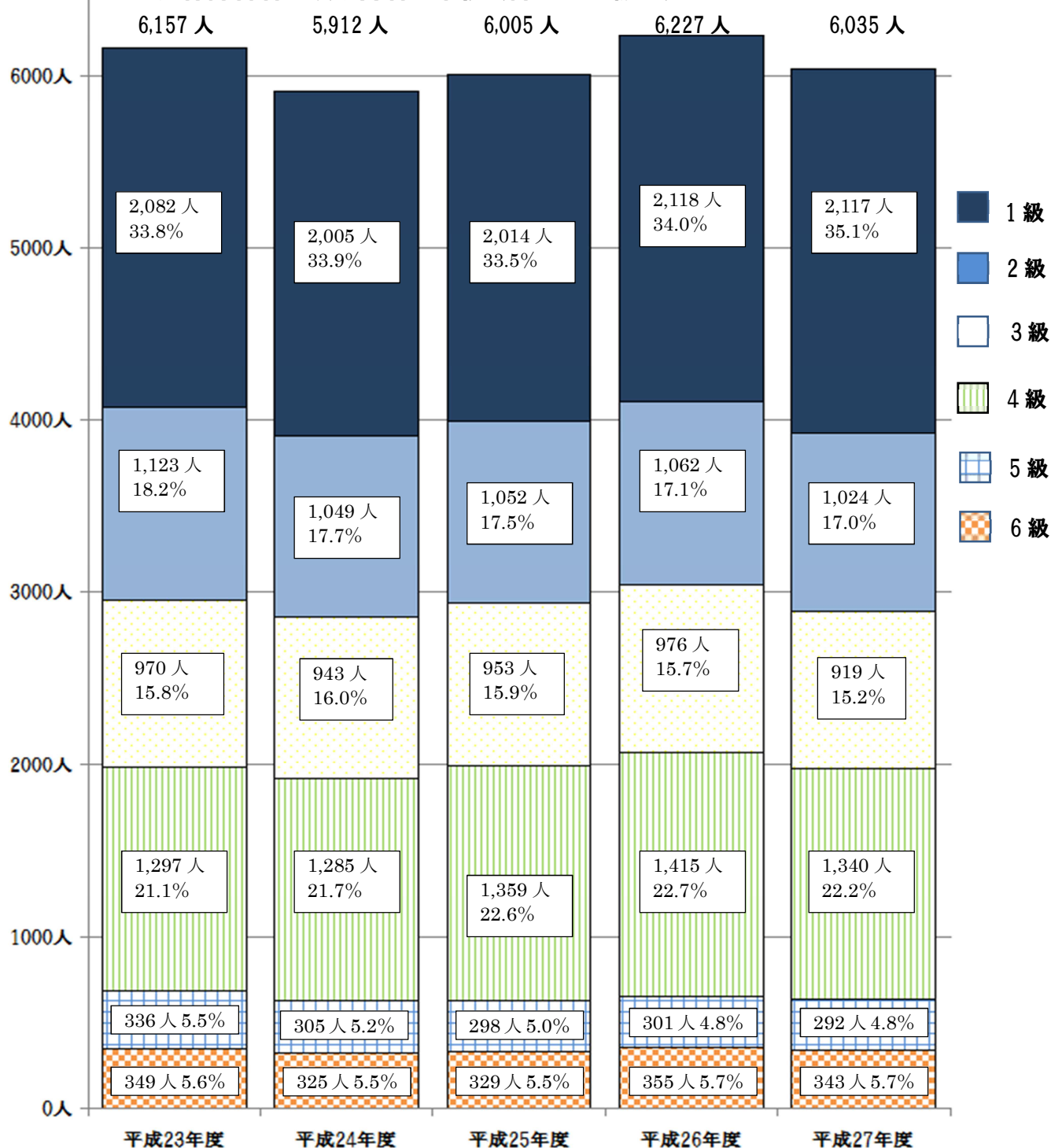
グラフ2 障害者手帳所持者の推移（種別） 各年度3月31日現在



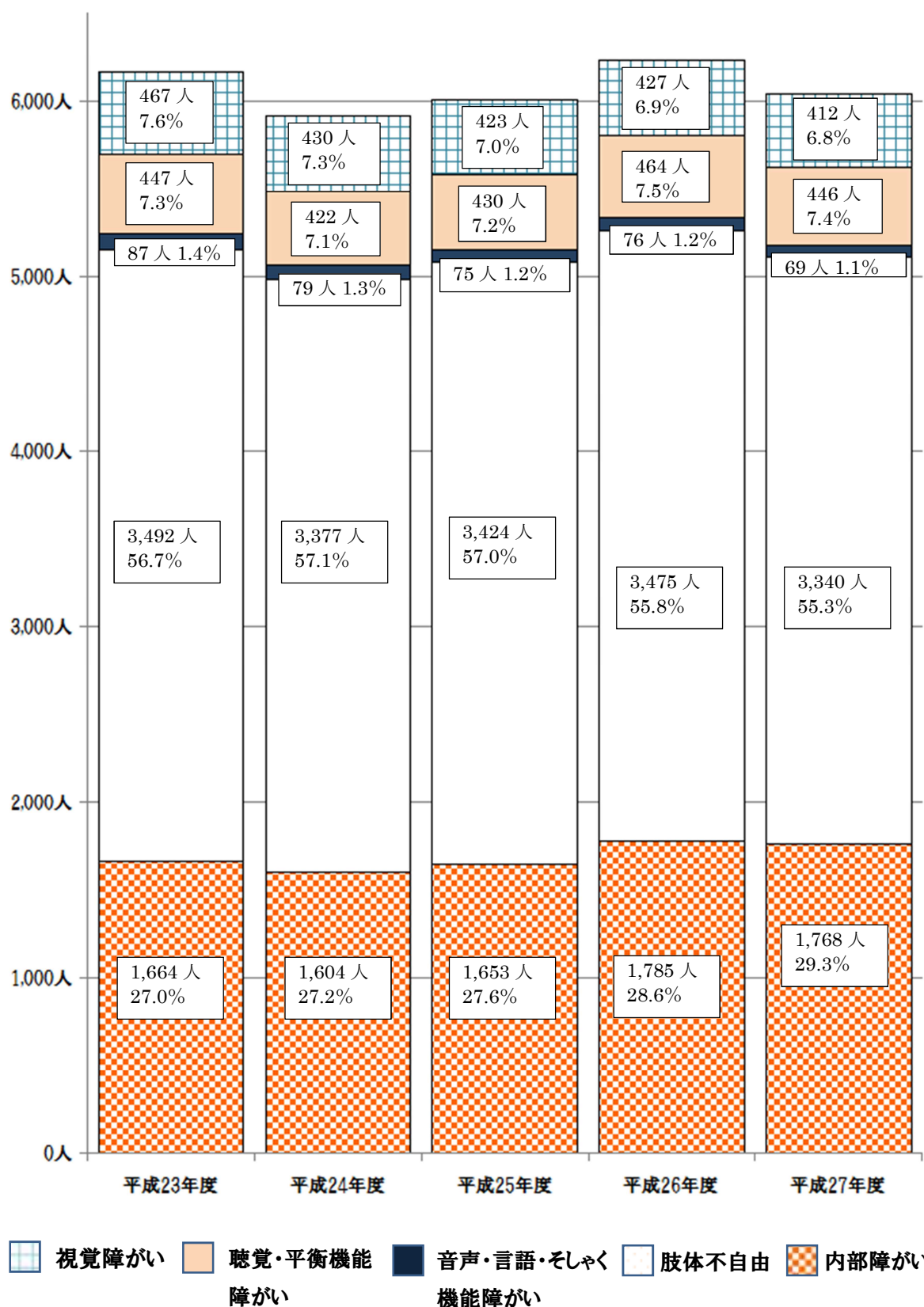
2 身体障がい者の状況

身体障害者手帳の所持者数は、平成27年度末現在で、6,035人です。平成26年度に一度増加しましたが、平成27年度は減少するなど、横ばい傾向にあります。また、障がいの等級別では、等級が1・2級の重度者の占める割合は、50%台で推移しています。障がい種類別では、構成比で肢体不自由が50%台と最も多く、次に内部障がいとなっており、両障がいですべての80%超となっています。

グラフ3 身体障害者手帳所持者の推移（障がい等級別） 各年度3月31日現在



グラフ4 身体障害者手帳所持者の推移（障がい種類別） 各年度3月31日現在

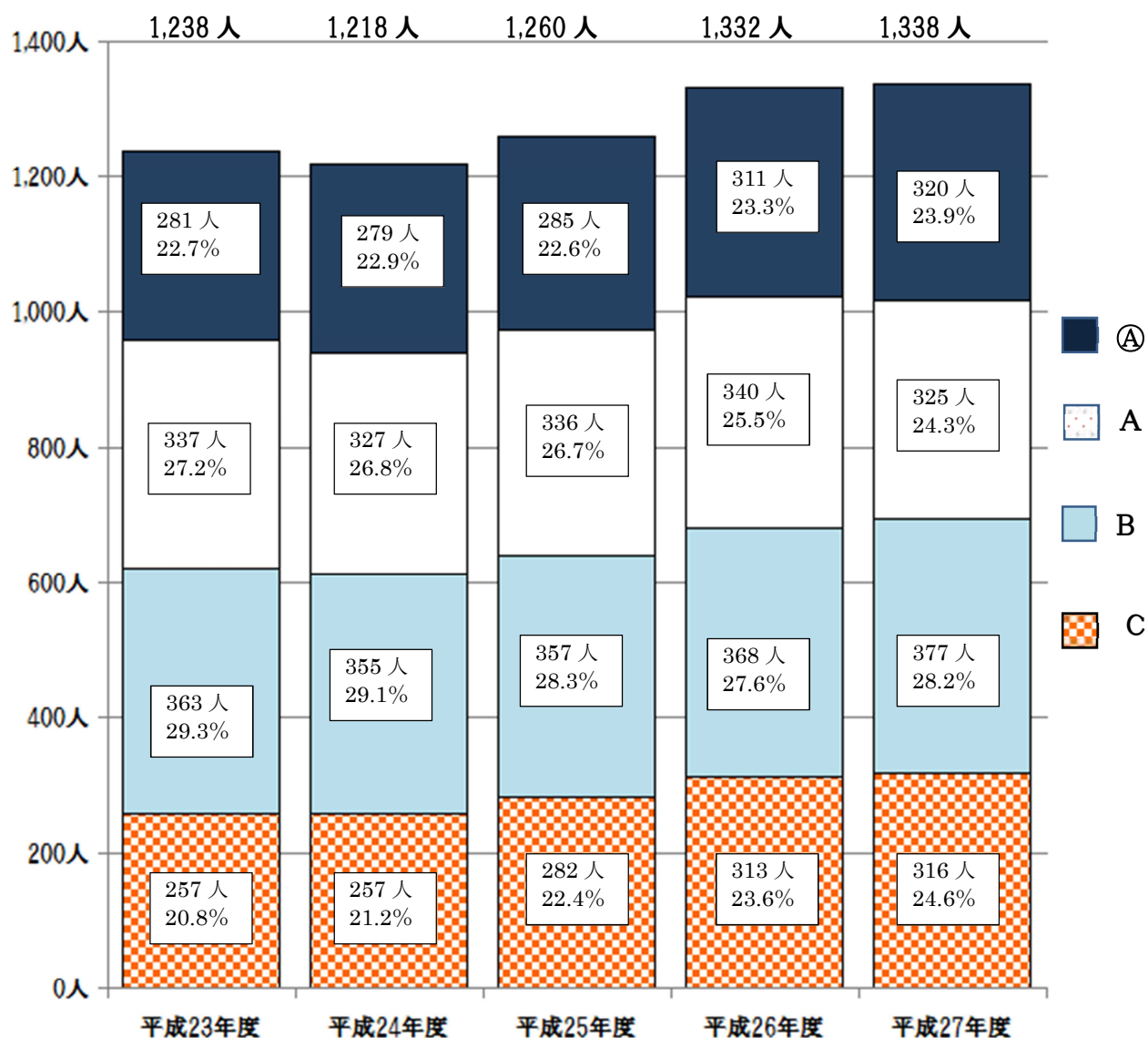


3 知的障がい者の状況

療育手帳の所持者数は、平成27年度末現在で1,338人となっており、平成23年度と比べると100人増加し、1.08倍の増加率となっています。また、等級が、㉠・Aの重度者が645人で50%弱を占めており、増加率では、軽度のCが1.23倍で最も高くなっています。

グラフ5 療育手帳所持者の推移

各年度3月31日現在



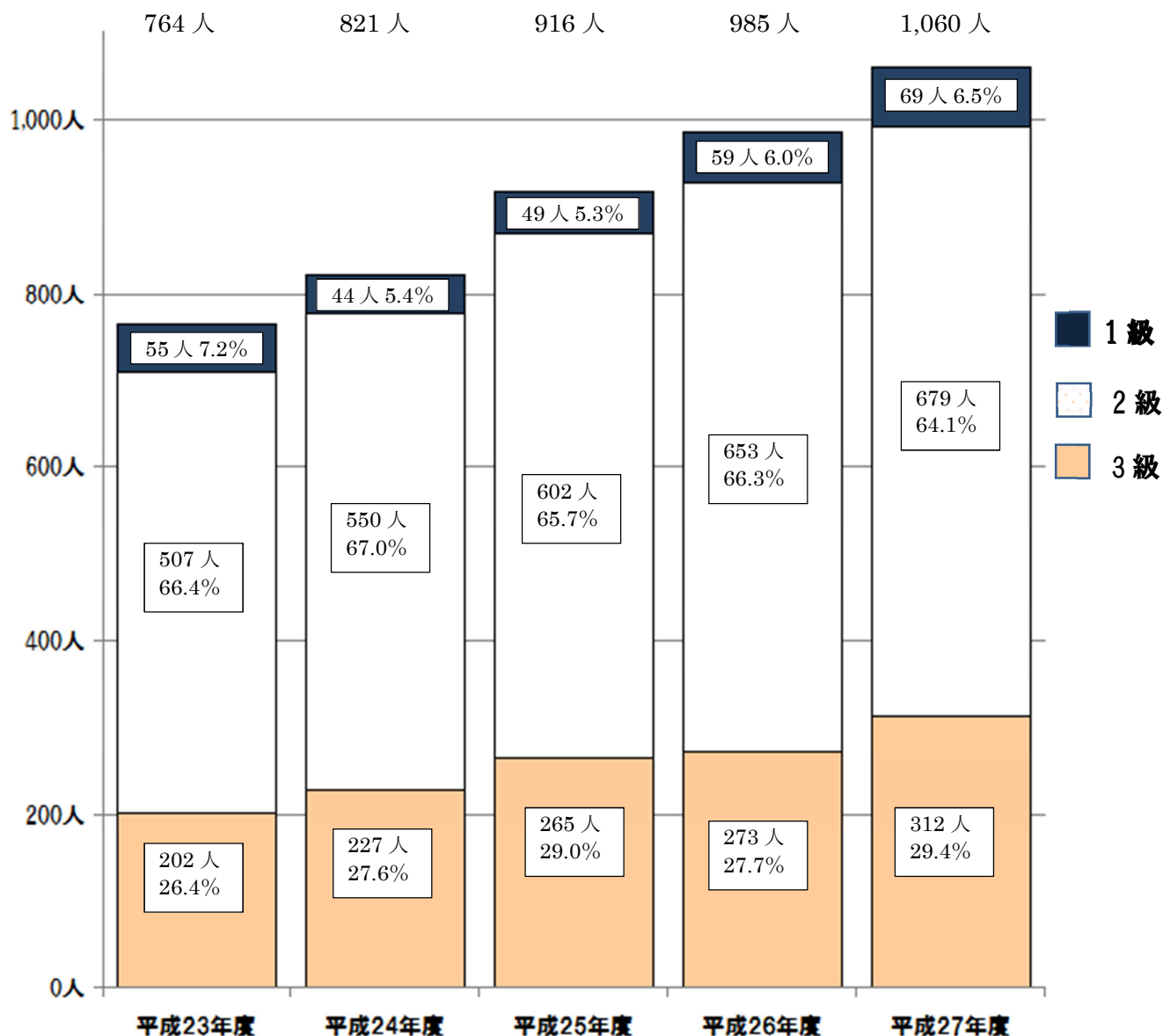
4 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成27年度末現在で1,060人となり、平成23年度と比べると296人増加しています。これは、身体障害者手帳、療育手帳所持者と比較しても増加率が一番高く1.39倍となっています。増加要因としては、現代のストレス社会の中でうつ病、統合失調症以外の精神疾患と呼ばれる診断の範囲が広がり患者数が増加してきたこと、手帳の所持に対する周囲の理解が進んだこと、そして就労の際の障がい者雇用枠の設置など社会制度が整備されてきたことが考えられます。

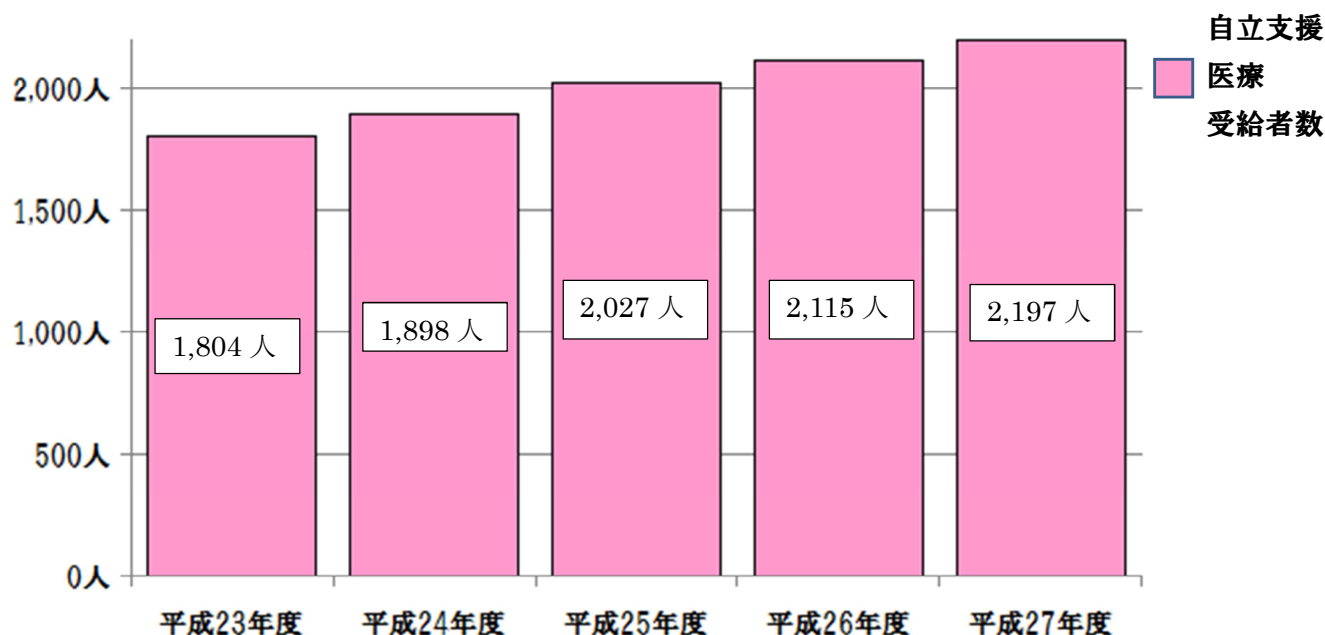
また、自立支援医療（精神通院用）受給者数は、平成27年度末現在で2,197人となり、平成23年度と比べると393人増加し、ここ数年、手帳所持者とともに高い増加率となっています。

グラフ6 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

各年度3月31日現在



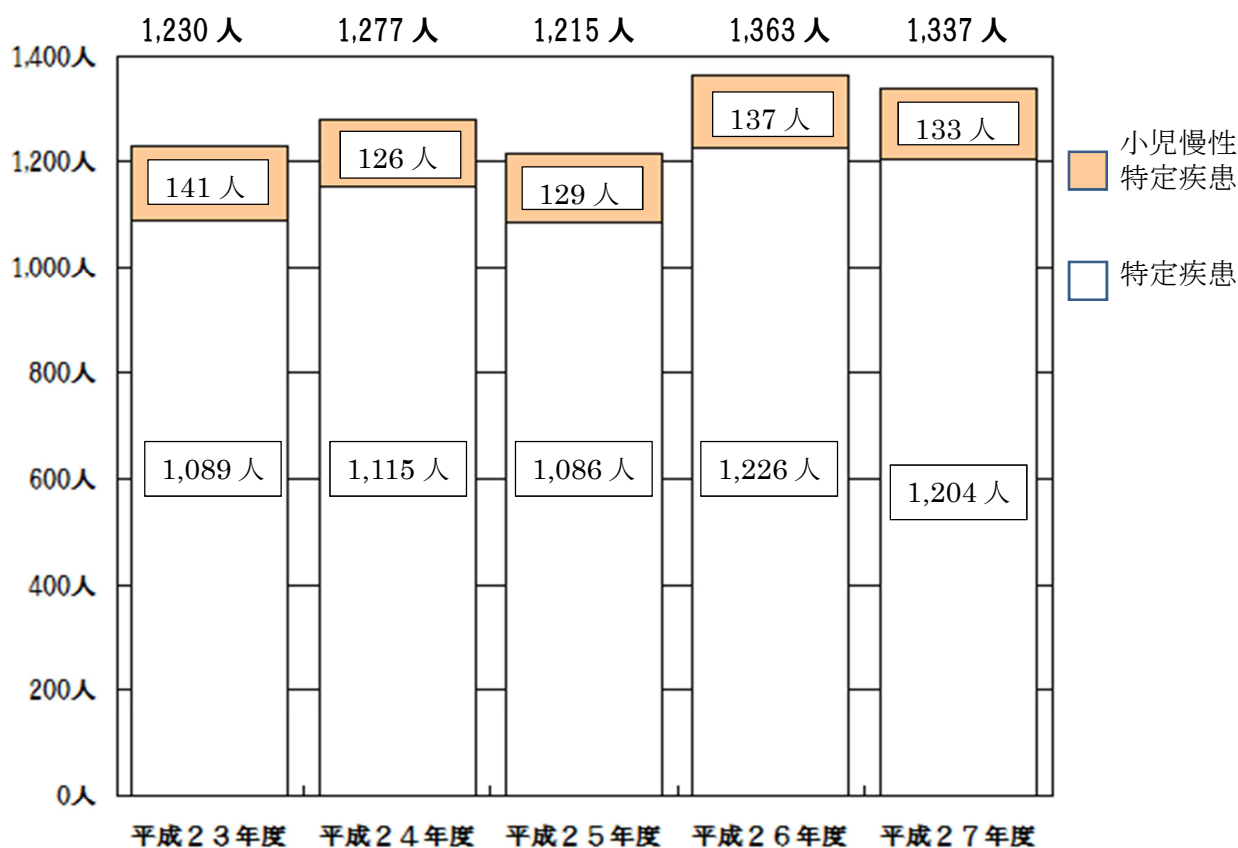
グラフ7 自立支援医療（精神通院用）受給者数の推移 各年度3月31日現在



5 難病患者の状況

難病患者の認定者数は、平成27年度末現在で、1,337人となっており、平成23年度以降横ばい傾向にあります。

グラフ8 難病患者認定者数の推移 各年度3月31日現在



第3章 障がい者を取り巻く環境の変化

1 障がい者に関する制度

1 障害者虐待防止法の施行

「障害者虐待防止法」（「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、平成23年6月24日に公布され、平成24年10月1日に施行されました。

定義	<p>1 「障害者虐待」とは、以下の3つを言います。</p> <p>(1) 養護者による障害者虐待</p> <p>(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待</p> <p>(3) 使用者による障害者虐待</p> <p>2 「障害者虐待」の類型は、以下の5つです。</p> <p>(1) 身体的虐待</p> <p>(2) 放棄・放任(ネグレクト)</p> <p>(3) 心理的虐待</p> <p>(4) 性的虐待</p> <p>(5) 経済的虐待</p>
虐待防止施策	<p>1 「何人も障害者を虐待してはならない」旨を規定、障害者の虐待の防止に係る国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者、使用者などの責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置いています。</p> <p>2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定めています。</p>
その他	<p>障害者虐待対応の窓口となる「障害者虐待防止センター」を設置するように定めています。</p>
市の対応及び相談窓口	<p>施策No.21、25</p> <p>虐待の通報及び相談の窓口として、「熊谷市障害者虐待防止センター」を熊谷市障害者相談支援センター内に設置し、相談を随時受け付けています。</p> <p>連絡先 電話 048—501—5411</p> <p>FAX 048—527—3020</p>

2 障害者総合支援法の施行・改正

(1) 障害者総合支援法の施行

「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）と改正し、平成25年4月1日に施行されました。

<p>基本理念</p>	<p>法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げています。</p>
<p>障害者の範囲</p>	<p>「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加えています。</p>
<p>障害支援区分の創設</p>	<p>「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す「障害支援区分」へと改めました。 ※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるように、区分の制定に当たっては適切な配慮などを行っています。</p>
<p>障害者に対する支援</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 重度訪問介護の対象を拡大 重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者の他に、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を有する者を追加しています。 2 共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）へ一元化 3 地域移行支援の対象を拡大 地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加えています。 4 地域生活支援事業を追加 障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等を追加しています。
<p>サービス基盤の計画的整備</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項等についての障害福祉計画を策定するように定めています。 2 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化しています。 3 市町村が障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等の

第3章 障がい者を取り巻く環境の変化

	<p>ニーズ把握等を行うことを努力義務としています。</p> <p>4 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化しています。</p>
市の窓口	<p>施策No.28～50、No.55</p> <p>障害福祉サービスの相談窓口を障害福祉課に設けています。</p>

(2) 障害者総合支援法の改正

障害者総合支援法の附則において、同法の施行から3年後を目処として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、所要の措置を講ずるものとされています。

この見直しに向けて平成27年4月から12月にかけて社会保障審議会障害者部会において検討が行われ、同年12月14日付けで報告書が取りまとめられました。

その後、この報告書の内容を実現するために必要な法律改正が国会にて可決され、平成28年6月3日公布、平成30年4月1日に施行予定となっています。

今後、国から県を通して詳細な情報が発信されることが見込まれることから、情報収集に努めるとともに速やかに移行できるように準備を進めます。

趣旨	<p>障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行います。</p>
障害者の望む地域生活の支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設します。（自立生活援助） 2 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設します。（就労定着支援） 3 重度訪問介護について、居宅に相当する場所として厚生労働省令で定める場所も一定の支援を可能とします。 4 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設けます。

第3章 障がい者を取り巻く環境の変化

障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設します。 2 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大します。 3 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとします。 4 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとします。
サービスの質の確保・向上に向けた環境整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とします。 2 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備します。
市の対応	「熊谷市障がい福祉計画(第5期)」において検討します。

3 障害者優先調達推進法の施行

「障害者優先調達推進法」（「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」）は、平成24年6月27日に公布され、平成25年4月1日に施行されました。

市の責務	障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければなりません。
調達の推進	毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度終了後、調達実績を公表します。
対象となる障害者就労施設等	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者総合支援法に基づく事業所・施設等 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型、B型）、生活介護事業所、障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設）、地域活動支援センター、小規模作業所 2 障害者を多数雇用している企業 障害者雇用促進法の特例子会社、重度障害者多数雇用事業所 3 在宅就業障害者等
市の対応	施策No.103 障害福祉課で、市内にある障害者就労施設等に提供できる物品の照会を行い、市役所各課へ優先的に調達するように働きかけています。

4 障害者雇用促進法の改正

「障害者雇用促進法」（「障害者の雇用の促進等に関する法律」）の改正は、平成 25 年 6 月 19 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。（一部を除く）

改正のポイント	<ol style="list-style-type: none"> 1 雇用の分野での障害者差別の禁止 障害者であることを理由とした障害のない人との不当な差別的取扱いが禁止されています。 2 雇用の分野での合理的配慮の提供義務 障害者に対する合理的配慮の提供が義務付けられています。（当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除きます。） 3 相談体制の整備・苦情処理・紛争解決の援助 障害者からの相談に対応する体制の整備が義務付けられています。障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。
対象となる事業主の範囲	事業所の規模・業種に関わらず、すべての事業主が対象となります。
対象となる障害者	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者手帳を持っている方に限定されません。 2 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能に障害があるため、長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、または、職業生活を営むことが著しく困難な方が対象となります。
法定雇用率の算定基礎の見直し	平成 30 年 4 月 1 日から法定雇用率の算定基礎の対象に新たに精神障害者を追加。法定雇用率は、5 年ごとに見直しとなります。
市の対応及び相談窓口	<p>施策No.97、98、101、102</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市職員採用枠に身体障害者枠を設けています。 2 障がい者の就労及び定着相談支援のために障害者就労支援センターを開設しています。 電話 048-598-7662 FAX 048-598-7663 3 障がいを理由として「不当な差別的取扱い」を受けた場合、また、「合理的配慮」の提供がなされない場合などの相談窓口を障害福祉課に設けています。

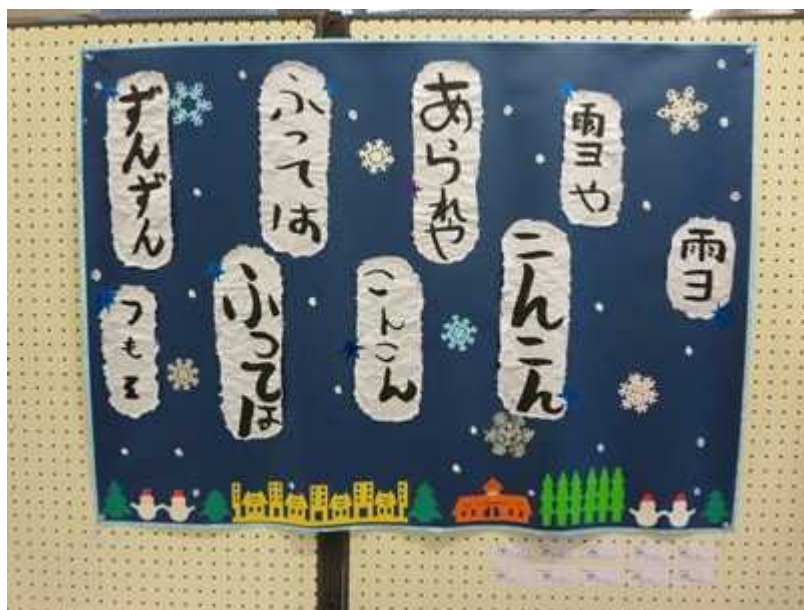
5 障害者差別解消法の施行

「障害者差別解消法」（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）は、平成25年6月26日に公布され、平成28年4月1日に施行されました。

<p>差別を解消するための措置</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 差別的取扱いの禁止 国、地方公共団体等、民間事業者は法的義務があります。 2 合理的配慮の不提供を禁止 国、地方公共団体等は法的義務があります。民間事業者は努力義務です。 3 具体的対応 国、地方公共団体等は、当該機関における取組に関する要領を策定します。（地方は努力義務） 民間事業者は事業分野別の指針（ガイドライン）を策定します。
<p>差別を解消するための支援措置</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 相談・紛争解決の体制を整備しなければなりません。 2 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携を図ります。 3 普及・啓発活動を実施します。 4 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供を行います。
<p>市の対応及び相談窓口</p>	<p>施策No.22、23、24</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市では、「熊谷市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を作成し、職員に対して必要な研修・啓発等を行っています。 2 地域において、障がいを理由として「不当な差別的取扱い」を受けたことや「合理的配慮」の提供がなされなかったことに対する相談窓口を障害福祉課に設けています。 また、市報やホームページ等を通して啓発活動に努めています。



題名「見えるかな?透かし絵」



題名「雪」

第 4 章 障がい者計画の基本的な考え方

1 基本理念

「障がいのある人もない人も、誰もが個人として等しく尊重されるとともに、自分の生き方を主体的に選択し、住み慣れた地域の中でともに支え合いながら、いきいきと暮らし続けられる共生社会の実現を目指す。」との考え方は、計画を通じての一貫した考え方です。

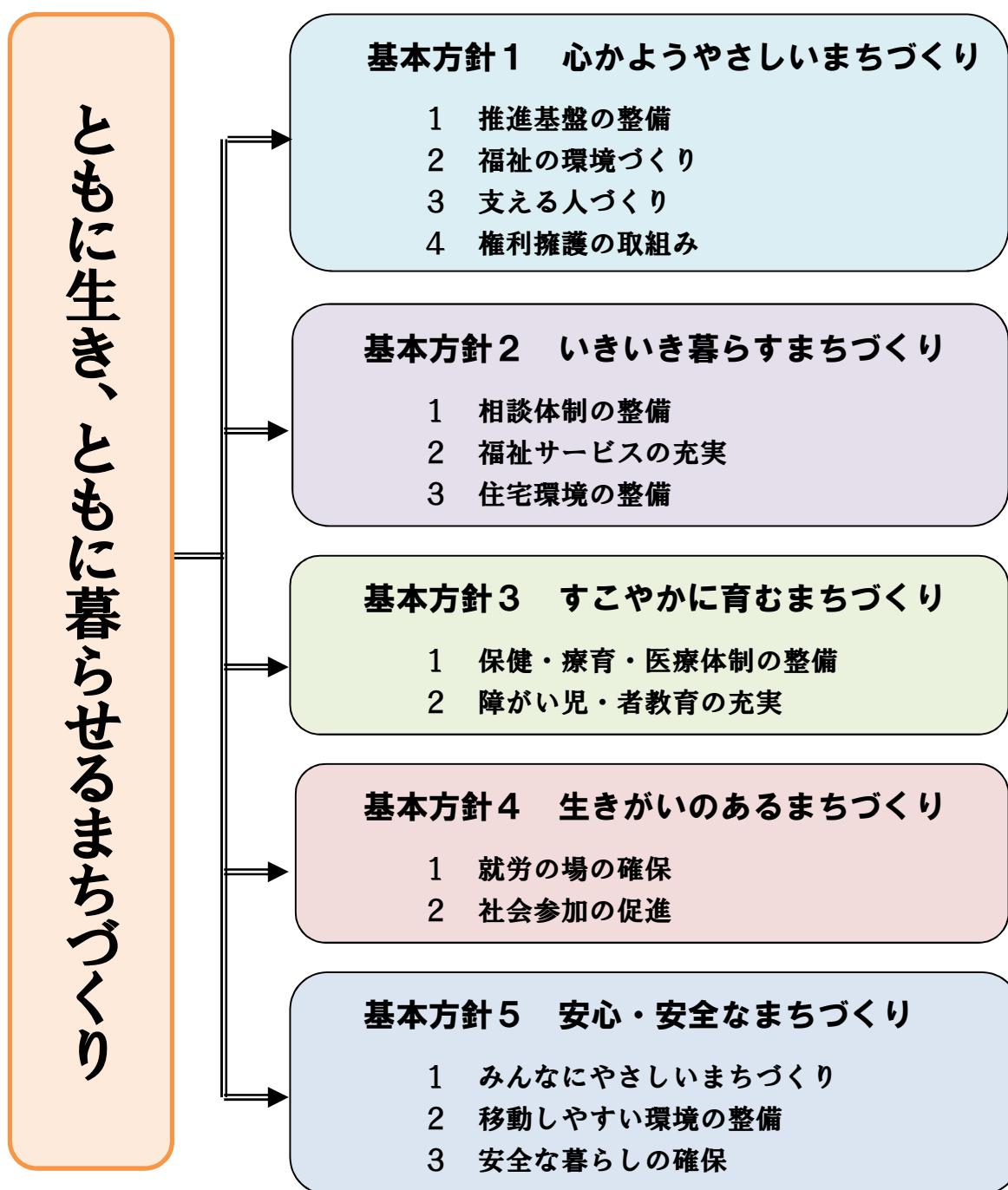
個人の自立を基本として、家庭はもちろんのこと、地域コミュニティ及びNPO、企業などとの連携により、住み慣れた地域で暮らし続けるという考え方に立ち、福祉サービス提供主体の優良なサービスを活用しつつ、地域住民がお互いに支え合い、力を合わせて暮らす地域社会をつくりあげていくことを目指し、引き続き「**ともに生き、ともに暮らせるまちづくり**」を基本理念に掲げます。

基本理念

ともに生き、ともに暮らせるまちづくり

2 施策の基本方針

「ともに生き、ともに暮らせるまちづくり」を実現するため、5つの基本方針に沿って推進します。



3 重点施策

施策を展開する中で、障がい者団体へのヒアリング状況、熊谷市障がい者計画（第1次）での取組状況、大里地域自立支援協議会で取り上げている課題などを踏まえ、本計画期間内において、特に重点的に取り組むべき「施策」を以下のとおりといたします。

1 障がいや障がいのある方への理解を推進します。

障がいに対する理解が少しずつ進んできているとはいえ、障がいのある方が地域の一員として暮らしていくためには、地域の方がその特性を十分理解しているとはいえません。特に内部疾患や聴覚障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）、知的障がいなどの目に見えない障がいは、正しい認識と理解が得られにくい現状があります。このような中、障がいの特性に対する正しい認識と理解を進めるために、福祉教育を充実させ、合理的配慮の考え方を広く普及することにより、差別が解消されるよう進めていく必要があります。このことから「障がいや障がいのある方への理解の推進」を本計画の重点施策として取上げます。

基本方針1 心かようやさしいまちづくり

1 推進基盤の整備

施策No.1 地域住民との交流の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 30

施策No.2 地域の交流拠点づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 30

2 福祉の環境づくり

施策No.12 知的障がいのある方への理解の推進・・・・・・ p. 33

施策No.13 精神障がいのある方への理解の推進・・・・・・ p. 33

施策No.14 福祉教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 33

4 権利擁護の取組み

施策No.19 権利擁護事業の普及・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 35

施策No.21 虐待防止センターの整備・・・・・・・・・・・・ p. 36

施策No.22 相談及び紛争防止などの支援体制の整備・・・・ p. 36

2 途切れのない支援を推進します。

障がいのある子供が、それぞれの成長段階において支援が途切れることがなく、相談支援を継続していけるように環境を整備することはとても大切なことです。

また、大里地域自立支援協議会においても重要な課題となっており、今後、教育や保健との連携体制が必要となってくることが見込まれます。このことから「途切れのない支援の推進」を本計画の重点施策として取上げます。

基本方針3 すこやかに育むまちづくり

1 保健・療育・医療体制の整備

施策No.72 乳幼児の療育相談体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 45

施策No.73 障がいのある子供の療育相談の充実・・・・・・・・ p. 45

施策No.77 障がい児・者地域療育等支援事業の検討・・・・・・・・ p. 46

施策No.78 発達障がいのある子供の支援・・・・・・・・ p. 46

2 障がい児・者教育の充実

施策No.86 幼稚園における障がいのある幼児の受け入れの促進・・・ p. 48

施策No.87 就学・教育相談の充実・・・・・・・・ p. 48

施策No.88 特別支援教育の充実・・・・・・・・ p. 48

3 障がいのある方の就労支援を進めます。

就労は、収入を得るだけでなく、社会参加の促進と生きがいにつながり、障がいのある方が地域で自立して生活していくために、非常に大切なことです。障がいのある方がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、一般就労を望む方にはできる限り一般就労ができるように、一般就労が困難である方には就労継続支援B型事業所への通所ができるように、支援を行うことはとても大切なことです。また、同時に就労後も安定した就労を継続するための定着へ向けた支援を進める必要があります。このことから「障がい者の就労支援」を本計画の重点課題として取上げます。

基本方針4 生きがいのあるまちづくり

1 就労の場の確保

施策No.96 雇用の場の拡大・・・・・・・・ p. 51

施策No.97 就労支援施策の推進・・・・・・・・ p. 52

施策No.98 就労移行支援・・・・・・・・ p. 52

施策No.99 就労継続支援(A型・B型)・・・・・・・・ p. 52

4 計画の推進体制

1 計画の推進

計画の推進に当たっては、関係各課（所・室）を横断的に連携する体制を継続し、進捗状況調査を行うなど、効率的な事務執行を推進します。また、実施計画としての性格を持つ「障がい福祉計画」のサービス見込み量の目標達成状況などと整合を図ります。

2 計画の連携

本計画の実施に当たっては、行政及び社会福祉法人をはじめとする市内外の関連施設・機関がそれぞれの役割を果たしながら、一体となって取り組む体制を推進します。

「協働」を基本に、個人情報の保護に配慮しつつ情報の共有を進め、地域社会を構成する市民及び市民団体、事業者、障がい者団体、行政の連携のもと、計画的に施策を推進します。また、法制度の改正など、国・県の動向を的確に把握すると同時に、地方分権社会にも対応できるよう努めます。

3 進捗管理の点検・評価

本計画の実施に当たっては、達成状況について年度ごとにその取組を点検し、評価していく必要があります。

点検・評価に当たっては、障がい者施策担当課及び関係部課の連携により進行管理していくとともに、地域自立支援協議会など関係機関に意見を求めます。

※ 「地域自立支援協議会」は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関する協議の場として、熊谷市、深谷市及び寄居町が共同で設置している協議会（大里地域自立支援協議会）です。

第5章 障がい者計画の施策展開

基本方針1 心かようやさしいまちづくり

市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域の一員として、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指し、社会全体として基盤整備を行い、心かようやさしいまちづくりを進めます。

1 推進基盤の整備

現状と課題

障がいのある方が地域の一員として暮らしていくためには、地域住民との交流の機会を増やすための拠点作りを進めるとともに、地域へ参加していく環境を整備する必要があります。これまでも、インターネットによる情報提供など効果的な情報システムを構築することにより推進基盤の整備に努めてきましたが、交流拠点の整備までは至っておりません。引き続き交流の機会や拠点の整備、情報提供体制の確立など地域福祉環境の整備に努めます。

各施策の取組

(1) 障がいのある方と地域住民との交流の推進

No.	施策名	施策と内容	担当課
1	地域住民との交流の推進	障がいのある方と地域住民との交流を図る活動を支援し、交流の機会づくりを進めます。	障害福祉課

(2) 交流拠点づくり

No.	施策名	施策と内容	担当課
2	地域の交流拠点づくり	暮らしやすい地域社会をつくっていくためには、障がいのある方もない方もお互いを理解し、心の距離を無くしていくことが重要です。また、多様な交流は「情報の共有」に役立つのみならず「思いやり」や「やさしさ」などを育てます。このような機会の場として地域の交流拠点づくりを	障害福祉課

		進めます。	
--	--	-------	--

(3) 情報提供体制の確立

No.	施策名	施策と内容	担当課
3	障がいのある方への効果的な情報提供	障がいのある方への公的サービスをまとめた『明日へのはばたき』（しおり）を作成し、新たな障害者手帳取得者等に配布します。また、視覚障がいのある方には、点字と音声による『市報くまがや』や『くまがや市議会だより』を作成・提供したり、聴覚障がいのある方には、メール配信サービス「メルくま」を活用して防災行政無線の内容や市からのお知らせ情報を入手してもらうなど、効果的な情報提供を行います。さらに、市ホームページでも、障がいのある方に配慮したページづくりを心掛けると同時に視覚障がいのある方が利用する音声読み上げツールにて PDF データを読み上げられるようなシステムに改良するなど必要な情報を効果的に伝えられるように、研究・検討を進めます。	広報広聴課 障害福祉課 議会事務局
4	インターネットによる情報提供	市のホームページに、『明日へのはばたき』（しおり）をはじめとして障がい福祉サービス等をわかりやすく掲載します。また、よくある質問 F A Q を活用するなど障がいのある方に必要と思われる情報を掲載します。	広報広聴課 障害福祉課

(4) 行政の推進体制の確立

No.	施策名	施策と内容	担当課
5	庁内各課連携体制の確立	市の施策や事業に福祉的視点を取り入れ、業務を効率よく遂行できるように、庁内関係課の連携体制の確立を図ります。	企画課 障害福祉課
6	関係機関との連携体制の確立	本計画を総合的に推進するため、国や県をはじめとして、保健・医療・福祉において近隣市町や関係機関との連携を図ります。	健康づくり課 熊谷保健センター 母子健康センター 障害福祉課

7	広域行政の促進	埼玉県では、広域的な障がい福祉サービス等の必要量を見込むため、「第4期埼玉県障害者支援計画」で、県内を10地域に分けた「障害保健福祉圏域」を設定しており、障がいのある方に対応した設備や専門的な知識、経験等が必要な施設等を広域的なバランスに配慮して配置しています。北部圏域に位置づけられる本市は、県、関係市町と連携し、施策を進めます。	障害福祉課
8	市民の個人情報保護	個人情報保護条例を定め個人情報の保護について慎重に配慮して業務を行っています。引き続き関係法令に従った適切な取扱いを行います。	庶務課

2 福祉の環境づくり

現状と課題

障がいのある方が住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくためには、障がいの有無にかかわらず、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくるのが重要です。そのために、障がいや障がいのある方に対する理解を深め、活動を制限し社会への参加を制約している物事、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去が必要となります。これまでも、社会的障壁を除去するために、広報活動、交流環境、福祉教育の充実に努めてきましたが、十分とは言えません。引き続き障がいや障がいのある方に対する理解を深めていくように、福祉の環境づくりに努めます。

各施策の取組

(1) 理解と交流の促進

No.	施策名	施策と内容	担当課
9	広報活動の充実	『市報くまがや』や『市ホームページ』をわかりやすく構成し、障がいのある方に対しても読みやすい紙面づくりに努め、広報活動の充実に図ります。	広報広聴課
10	交流環境の充実	市民一人ひとりが自然に障がいのある方と交流し、思いやりをもって必要なときに必要な手助けができる環境となるよう、集会施設のバリア	市民活動推進課

第5章 障がい者計画の施策展開

		フリー化等を支援し、障がいのある方との交流環境の充実に努めます。	
11	障害者週間における啓発	国では「障害者基本法」において、毎年12月3日から12月9日までを「障害者週間」と定め、障がいのある方の自立と社会参加への意欲を高め、同時に国民の障がいのある方に対する理解を深めるための運動を展開しています。「障害者週間」を中心に、市民の福祉意識の啓発と正しい知識の普及に関する事業を実施します。	障害福祉課
12	知的障がいのある方への理解の推進	知的障がいに対する理解は成熟しておらず、知的障がいのある方やその家族も社会の中で、偏った見方をされることがあります。このような思いが解消されるよう、地域社会において、理解を深めるための施策を進めます。	障害福祉課
13	精神障がいのある方への理解の推進	精神障がい(発達障がい、高次脳機能障がいも含む)に対する理解が成熟していないことから、地域での受入環境が整えられているとは言えません。地域でともに暮らしていくために、精神保健事業を充実させるなど、必要に応じ保健所等と連携しながら、精神障がいのある方に対する周囲の理解を深めるための施策を進めます。	熊谷保健センター 障害福祉課

(2) 福祉教育の充実

No.	施策名	施策と内容	担当課
14	福祉教育の充実	障がいのある方の理解を深めるためには、「学校での福祉教育の充実」が必要です。保育所(園)、幼稚園、学校教育を通じて、ボランティア・福祉教育を進め、幼少期から社会福祉への関心を持ち、共に生きていこうとする心と態度を身に付けられるよう、障がい者施設の訪問や、車いすの体験乗車などを通して、命の尊厳や障がいのある方への思いやりの心を子供たちに学ばせるなど、福祉教育を充実するよう努めます。また、社会福祉協議会では、市内の各保育所(園)、幼稚園、小学校、中学校、高等学校を福祉協力校に指定し、福祉の心を育む支援を進めます。	福祉課 保育課 学校教育課 社会教育課

3 支える人づくり

現状と課題

障がいのある方の生活を支援していくためには、その障がいの特性を理解し、特性に応じた支援が行える人材の育成や確保が必要となります。また、市の職員も障がいのある方の立場を理解して、市民が安心して職員に接してもらえるよう資質を向上していく必要があります。これまでも、地域における福祉のニーズに合った専門的な人材を育成しボランティアの確保に努めてきました。また、市職員についても手話研修や人権問題研修を通して、人材の育成に努めてきました。しかし、十分とは言えません。引き続きボランティアや市職員の人材の育成に努めます。

各施策の取組

(1) 人材の育成・確保

No.	施策名	施策と内容	担当課
15	専門的人材の育成・確保	福祉サービスを実施するためには、専門的知識のある人を育成し、確保していくことが欠かせません。手話講習会等の開催に取り組み、手話通訳者、要約筆記奉仕員、朗読奉仕員、点訳奉仕員など、専門的人材の確保と資質向上に努めます。	障害福祉課
16	職員研修の充実	聴覚障がいのある方の立場を理解し、安心して意思の疎通ができるように、市職員の手話研修を実施しています。福祉の心を持ったハートフルな職員を育成するため、研修の充実を図ります。	職員課

(2) 市民活動の支援

No.	施策名	施策と内容	担当課
17	ボランティア講座の充実	社会福祉協議会のボランティアセンターでは、さまざまなボランティア講座を行っています。ボランティアは、個人の自由な意思に基づく活動であり、個人の自発性が期待され、講座には、社会貢献活動に興味を持っている市民の参加が見込まれます。ボランティア講座や市民活動講座	市民活動推進課 福祉課

		の開催を通じて、市民活動への積極的な参加を支援します。	
18	市民活動情報の提供	ボランティア等の市民活動を依頼するとき、また、その活動に参加するときなど、より多くの情報が求められます。社会福祉協議会では、ホームページやボランティアセンターで情報提供を行い相談に応じます。市では、ホームページで市民活動の情報サイトに登録された NPO やボランティア団体等の紹介を進めます。市民活動支援センターでは、市民活動団体の活動拠点として団体の紹介や活動を支援します。	市民活動推進課 福祉課

4 権利擁護の取組み

現状と課題

「障害者差別解消法」が施行されたとはいえ、障がいのある方への差別が解消されたとは言えません。また、認知症高齢者や知的障がいや精神障がいのある方の中には福祉サービスの利用や金銭管理の不安を抱えている方もいます。これまでも、障がいのある方への差別解消を推進するとともに虐待の防止に取り組んできました。また、福祉サービスの利用や金銭管理に援助が必要な判断力が不十分な認知症高齢者や知的障がいや精神障がいのある方が安心して生活が送れるように支援し、権利擁護に取り組むと同時に成年後見制度の周知に努めてきました。しかし、十分とは言えません。引き続き、「不当な差別的取扱い」の禁止や「合理的な配慮」の提供などについて普及活動を行い、障がいのある方への差別解消を推進するとともに虐待の防止、権利擁護の推進に取り組みます。

各施策の取組

(1) 権利擁護事業の推進

No.	施策名	施策と内容	担当課
19	権利擁護事業の普及	知的障がいや精神障がいのある方、重度の認知症により判断能力が不十分である高齢者など、自らの選択により適切なサービスを利用することが困難な人に対して、福祉サービス利用の援助や日常的な金銭管理等を行うあんしんサポート	福祉課 長寿いきがい課 障害福祉課

第5章 障がい者計画の施策展開

		ねっと事業の実施主体である社会福祉協議会と連携し、事業の普及・促進を図ります。	
20	成年後見制度の普及	知的障がいや精神障がいなどが原因で判断能力が十分でない方を保護（財産管理や身上監護）するため、代理権や同意権・取消権が付与された後見人などが行う成年後見制度の普及を図り、相談体制の拡充など、制度の利用を促進するための体制を整備します。	障害福祉課

(2) 障害のある方への虐待防止

No.	施策名	施策と内容	担当課
21	虐待防止センターの整備	民間委託により運営している障害者相談支援センターに虐待防止センターの機能を付加し、24時間体制で受付相談が可能な体制を構築すると同時に、虐待に関する「通報処理フロー」を作成し、迅速な対応が行えるように整備します。	障害福祉課

(3) 障害のある方に対する差別の解消

No.	施策名	施策と内容	担当課
22	相談及び紛争防止などの支援体制の整備	地域において、障害を理由として「不当な差別的取扱い」を受けたことに対する相談窓口を障害福祉課へ設けるとともに、紛争防止などの支援体制として、障害者差別解消支援地域部会を大里地域自立支援協議会にその機能を所管させ整備します。	障害福祉課
23	職員対応要領の策定	職員が法律の趣旨を理解し、適切な対応をとることができるよう、職員の責務や相談体制、研修等について定めた「熊谷市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を平成28年4月に作成しました。同要領により、職員に対し、必要な研修・啓発等を行い、差別解消の推進を図ります。	職員課
24	啓発活動の推進	「熊谷市ホームページ」にて特集ページを作成し、啓発活動に努めます。	障害福祉課

基本方針2 いきいき暮らすまちづくり

障がいのある方が地域の中で自立した生活を送れるよう、地域で暮らしていくためのサービスを充実させ、障がいのある方自らが、サービスを主体的に選択することにより、いきいき暮らすまちづくりを進めます。また、障害者支援施設に入所している障がいのある方や、精神科病院に入院しているが条件が整えば地域での生活が可能な精神障がいのある方についても、本人の意思を尊重しながら地域で暮らすことができるように環境の整備に努めます。

1 相談体制の整備

現状と課題

障がいのある方やその家族は、日常生活から福祉サービスの利用を含めて多様な問題を抱えています。これまでも、様々な相談に対し、適切な支援を提供できるように、障害者相談支援センターの整備に努めてきましたが、十分とは言えません。引き続き相談支援体制を充実させるように整備を進めます。

各施策の取組

(1) 相談体制の整備

No.	施策名	施策と内容	担当課
25	障害者相談支援センターの充実	障がいのある方が、様々な心配事を相談できる障害者相談支援センターを民間の活力を導入して設置し、様々な相談に対応するとともに、障がいのある方による障がいのある方の相談体制（ピア・カウンセリング）を取り入れ充実を図ります。また、障害者虐待防止法に規定されている「障害者虐待防止センター」の役割を当センターが担うことにより一層の相談体制の充実を図ります。	市民活動推進課 障害福祉課
26	基幹相談支援センターの設置	障がいのある方が抱えている様々な問題や相談に対応するため、各事業者等の相談支援機関の	障害福祉課

		統括と総合的な対応を図る基幹相談支援センターの設置について努めます。	
27	障害者差別解消法に関する相談窓口の設置	平成28年4月の障害者差別解消法の施行に伴い、障がいを理由とする差別解消の推進に関する相談窓口を障害福祉課に設置しました。また、「熊谷市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定めました。引き続き、市職員による障害を理由とする差別に関する相談窓口を職員課、教育総務課、消防総務課に設置するなど相談窓口体制を整備します。	職員課 障害福祉課 消防総務課 教育総務課

2 福祉サービスの充実

現状と課題

障がいのある方の自立を支援し、社会参加を進めるために、様々な福祉サービスが必要となります。これまで、障がいのある方がいきいき暮らしていけるように障害者総合支援法に基づき支援を行ってきました。引き続き福祉サービスの充実を進めます。

各施策の取組

(1) 日中活動の場の確保(訪問系サービス、日中活動系サービス)

No.	施策名	施策と内容	担当課
28	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、並びに相談や助言等の生活全般の援助を行います。	障害福祉課
29	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に進めます。	障害福祉課
30	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	障害福祉課
31	同行援護	重度の視覚障がいや移動が困難な方に、外出時に同行して移動等の支援を行います。	障害福祉課

第5章 障がい者計画の施策展開

32	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	障害福祉課
33	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。	障害福祉課
34	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	障害福祉課
35	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害福祉課
36	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	障害福祉課
37	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	障害福祉課
38	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	障害福祉課
39	児童発達支援及び放課後等デイサービス	障がいのある子供に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応や生活能力の向上のための訓練等を行い、社会との交流の促進を図ります。	保育課 障害福祉課

(2) 住まいの場の確保（居住系サービス）

No.	施策名	施策と内容	担当課
40	施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害福祉課
41	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の援助を行います。	障害福祉課

(3) 地域生活支援の充実（地域生活支援事業）

No.	施策名	施策と内容	担当課
42	相談支援事業	障がい者福祉に関するさまざまな問題について、障がいのある方、その家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言や障がい福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助等を行います。また、既に設置されている大里地域自立支援協議会を運営し、問題事例の検討や、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。	障害福祉課
43	成年後見制度の普及 [再掲(20)]	知的障がいや精神障がいなどが原因で判断能力が十分でない方を保護（財産管理や身上監護）するため、代理権や同意権・取消権が付与された後見人などが行う成年後見制度の普及を図り、相談体制の拡充など、制度の利用を促進するための体制を整備します。	障害福祉課
44	コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方と支障がない方との意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行います。	障害福祉課
45	日常生活用具給付等事業	重度障がいのある方に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。	障害福祉課
46	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人の社会参加を実現するための外出について支援を行います。	障害福祉課
47	地域活動支援センター事業	障がいのある方が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。	障害福祉課
48	訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な身体障がいのある方の居宅に、簡易浴槽を持ち込み、入浴サービスを提供します。	障害福祉課
49	知的障がい者職親委託制度	知的障がいのある方の更生援護に理解を有する事業経営者等が、障がいのある方を一定期間預かり、生活指導や技能習得訓練等を行います。	障害福祉課
50	日中一時支援事業	日中、障がいのある方や子供を障がい福祉サービス事業所や地域の社会資源等を活用して一時的に預かり、家族の就労や休息を支援します。	障害福祉課

第5章 障がい者計画の施策展開

51	芸術・文化講座開催等事業（障がい者作品展）	障がいのある方が生きがいがづくりが行えるように、芸術・文化活動を振興し、作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設けます。また、障害のない方が障がいのある方に対する関心と理解を深めるための環境整備や必要な支援を行います。	障害福祉課
52	点字・声の広報等発行业	文字による情報入手が困難な方のために、「市報くまがや」の点訳、音声訳等わかりやすい方法により、障がいのある方が地域生活を送るうえで必要度の高い情報等を定期的に提供します。	広報広聴課
53	奉仕員養成研修事業	手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成研修を行います。	障害福祉課
54	自動車運転免許取得費・改造費補助事業	身体障がいのある方が就労等に伴い、自動車運転免許の取得及び自動車の改造をする場合に費用の一部を助成します。	障害福祉課

(4) 補装具の援助

No.	施策名	施策と内容	担当課
55	補装具の援助	障がいのある方が暮らしやすくなるよう、必要な補装具費の支給を行います。	障害福祉課

(5) 各種福祉サービスの支援

No.	施策名	施策と内容	担当課
56	障害児・者生活サポート事業の推進	障がいのある方や子供の家族等の介護負担の軽減と生活を支援するため、一時預かり、送迎サービス、外出援助などを行います。実情を考慮し、サービスの推進を図ります。	障害福祉課
57	配食サービス事業の推進	自分で昼食の支度をすることが困難で、同居の親族などからも食事の提供が受けられない重度心身障がいのある方に、サービスを提供するとともに、日常の安否を確認します。	障害福祉課
58	生活ホーム事業の支援	家庭環境や住宅事情などによって、自立した生活が困難な身体及び知的障がいのある方に、地域での自立生活を支援するため、生活の場を提供し、生活面での指導や援助を行います。	障害福祉課

第5章 障がい者計画の施策展開

59	外出支援マップの作成	障がいのある方が安心して外出できるよう、駐車場の状況やトイレなどの所在をわかりやすく示した外出支援マップの作成に努めます。	企画課 都市計画課
60	緊急時通報システムの整備	ひとり暮らしで重度の身体障がいのある方への緊急通報装置の設置を支援します。	障害福祉課
61	難病患者に対する施策	埼玉県発行の「特定疾患医療受給者証」、「指定難病医療受給者証」、「小児慢性特定疾病医療受給者証」及び「指定疾患医療受給者証」を有し、治療を受けている方に対して1回に限り見舞金を支給し、福祉の増進を図ります。	障害福祉課
62	障がいのある方の店への支援	障がいのある方が作ったパンや農作物等を公共施設等で販売する福祉の店の開催を支援し、市民と障がいのある方との交流の場を広げます。	障害福祉課

(6) 財政援助

No.	施策名	施策と内容	担当課
63	福祉タクシー制度・自動車燃料費給付制度による支援	重度の身体障がい及び知的障がいのある方に、福祉タクシー券の交付又は自動車燃料費の助成により外出時の移動にかかる費用の一部を支援します。	障害福祉課
64	各種軽減制度の周知	障害者手帳の種類や程度に応じ、JR・私鉄・有料道路及びタクシー運賃などの割引や、税金の控除、NHK受信料の免除、点字郵便物などの無料扱い、「ゆうゆうバス」の利用料免除など様々な割引制度があり、周知の徹底を図ります。	障害福祉課
65	年金・手当制度の周知	障害年金、特別障害者手当、特別児童扶養手当及び在宅重度心身障害者手当など、公的年金及び手当制度について周知の徹底を図ります。	障害福祉課

3 住宅環境の整備

現状と課題

障がいのある方が、住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るには、障がいのある方だけでなく、介護者の負担を軽減できるよう住宅環境の整備が必要となります。これまでも、障がいのある方の日常生活に適するように住居の整備を促進してきました。引き続き住宅環境の整備を支援します。

各施策の取組

(1) 住宅環境の整備促進

No.	施策名	施策と内容	担当課
66	重度障害者居宅改善整備費補助事業の推進	下肢、体幹機能障がい等を有する障害等級2級以上の方を対象に、居宅改善の資金を援助します。	障害福祉課
67	高齢者及び障害者住宅整備資金貸付事業の推進	高齢者と障がいのある方を対象に、居住する住宅の整備について、資金の貸付を行います。	長寿いきがい課 障害福祉課
68	障がいのある方に配慮した市営住宅の整備	本市には現在、6団地829戸の市営住宅がありますが、一部の市営住宅では、高齢者及び車いす用住宅としてエレベーターの設置、車いす対応の浴室、玄関の引戸、台所の高さ調整機能付流し台、手すりの設置等を整備しています。また、市営住宅を長期的に使用し、ライフサイクルコストを縮減するため平成23年2月に「熊谷市営住宅等長寿命化計画」を策定しました。高齢者及び車いす利用者等に配慮した住宅の整備に努めます。	営繕課

基本方針3 すこやかに育むまちづくり

障がいのある方がすこやかに安心して暮らしていくために、保健サービスや医療の実施体制を充実させるとともに、障がいに対する正しい理解の普及を進めます。また、障がいのある子供の教育について、障がいの特性を理解し、一人ひとりの実態に応じた適正な支援と指導に努められるような教育環境整備を進めることで、子供達がすこやかに育むまちづくりを進めます。

1 保健・療育・医療体制の整備

現状と課題

障がいは、発生予防から始まり、同時に早期発見・早期治療が必要となります。これまで、乳幼児検診の充実から地域医療の充実など様々な保健サービスや医療の実施体制を充実させ、障がいの軽減、自立を促進するためのリハビリテーション医療の支援に努めてきましたが、十分とは言えません。引き続き障がいのある方がすこやかに安心して暮らしていけるように保健、療育及び医療体制の整備を進めます。

各施策の取組

(1) 健康診査の充実

No.	施策名	施策と内容	担当課
69	乳幼児健康診査の充実	乳幼児の疾病や障がいの早期発見、早期治療などすこやかな育成を図ることを目的に、乳幼児健康診査を実施します。また、発達障がい疑われる幼児の早期発見に努め、臨床心理士や言語聴覚士等の専門家による助言を行うとともに、専門医を紹介する等の適切な支援を行います。	母子健康センター
70	がんや生活習慣病の早期発見・早期治療	生活習慣病予防の普及啓発を図るとともに、各種検診、健康相談等の保健サービスの充実を図り、市民の健康づくりを推進します。	熊谷保健センター 母子健康センター

第5章 障がい者計画の施策展開

71	精神疾患の早期発見 予防	心の健康に問題が生じている本人やその家族、関係者を対象とした「こころの健康相談」を定期的に開設し、問題点の整理や心理的負担の軽減を図るとともに精神疾患の早期発見・早期治療につなげられるよう関係部署・関係機関との連携に努めます。また、インターネットで手軽にストレス度や必要な相談機関の案内を表示するシステム「こころの体温計」の利用について、広く周知します。	熊谷保健センター
----	-----------------	---	----------

(2) 地域療育体制の整備

No.	施策名	施策と内容	担当課
72	乳幼児の療育相談体制の充実	障がいにより療育が必要な乳幼児を持つ保護者に対して、訪問や面接等により適切な療育の場を紹介する等の療育相談の充実を図ります。	母子健康センター
73	障がいのある子供の療育相談の充実	「あかしあ育成園」において、障がいのある子供や発達に遅れのある子供、また疾病を原因として長期にわたり療養を必要とする子供の保護者に対して、療育相談や障がいのある子供の親が抱えているさまざまな悩みの専門相談を行います。	保育課
74	機能訓練・保育の充実	「あかしあ育成園」において、未就学の心身に障がいのある子供や発達に遅れのある子供に対し、理学療法士による機能訓練を行います。また、併せて保護者にも訓練の方法、子供への対処の仕方を指導するなど、さまざまな保育を通して、日常生活能力の向上や集団生活への適応の指導を行います。	保育課
75	「あかしあ育成園」の施設整備の充実	心身障害児通園施設として、「あかしあ育成園」の施設整備と機能整備の充実を図ります。	保育課
76	障がいのある子供の保育の充実	市内すべての公立・民間保育所で、集団保育が可能な障がいのある子供を受け入れる統合保育を実施しています。関係機関と連携を図りながら、子供一人ひとりに応じた保育が展開できるよう努めます。	保育課

第5章 障がい者計画の施策展開

77	障がい児・者地域療育等支援事業の検討	在宅の障がいのある方や子供の地域における生活を支えるため、障がい児・者施設のもつ機能を生かし、療育指導や相談とともに各種福祉サービスの提供の援助、調整などを行う地域療育等支援事業を進めます	障害福祉課
78	発達障がいのある子供の支援	子供のLD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥・多動性障がい）、ASD（自閉症スペクトラム障がい）等、発達障がいの早期発見、早期支援、保育、教育及び放課後児童健全育成事業（学童保育）の充実により、発達障がいのある子供の生活支援などに努めます。	保育課 学校教育課

(3) 機能訓練対策の推進

No.	施策名	施策と内容	担当課
79	機能訓練の充実	介護保険制度の改正により、機能訓練は地域支援事業として取り組んでいます。地域支援事業との連携を図り、生活機能低下・生活環境上の問題等の改善に努め、自立支援を推進していきます。 また、医療機関、介護保険施設や県の「総合リハビリテーションセンター」を始め、高度なリハビリテーションを行う専門機関と連携し、障がいの軽減や二次的障がいの予防に努めます。	障害福祉課

(4) 医療環境の充実

No.	施策名	施策と内容	担当課
80	地域ケア体制の整備	障がいのある方や介護者が生活しやすいよう、大里地域自立支援協議会において事業所連絡会を設置し、連携を深め地域のケア体制の整備充実を図ります。	障害福祉課

81	医療体制の充実	誰もが最も適した医療が受けられるよう、医療機関の協力のもと、かかりつけ医と中核病院が連携して診療を行う「病診連携」の充実を図ります。また、救急医療体制を確保するため、関係機関と連携し、救急患者の受入れなど、適切な救急医療が受けられるよう体制の確保と充実を図ります。	健康づくり課 障害福祉課
82	在宅医療体制の充実	訪問看護事業所の協力を得ながら、在宅医療体制の充実を図ります。また、歯科訪問診療体制の充実を図ります。	健康づくり課 長寿いきがい課
83	自立支援医療の促進	自立支援医療は、更生医療、育成医療、精神通院医療の3つで構成され、自立支援医療として障害者総合支援法及び児童福祉法にその法的根拠があります。自立支援医療の周知に力を入れ、その円滑な利用を進めます。	障害福祉課
84	重度心身障害者医療費助成制度の推進	重度の心身に障がいのある方が病院などで診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費負担の一部負担額（自己負担分）を助成します。	障害福祉課

(5) 精神保健活動の推進

No.	施策名	施策と内容	担当課
85	精神障がいのある方の地域移行・定着の推進	精神障がいのある方の地域移行・定着を進めるため、精神障がいについての正しい理解の普及啓発を行います。また、家族や医療機関、相談支援事業所等と連携し、社会資源等を有効活用しながら地域で暮らせるよう支援します。	熊谷保健センター 障害福祉課

2 障がい児・者教育の充実

現状と課題

障がいのある子供の教育については、一人ひとりの実態や特性を把握し、状態や適性などに応じた教育の場や学習の機会等、多様な学びの場を提供するとともに、個性を尊重した教育を展開していく必要があります。また、放課後等ディサービスなど放課後の居場所づくりを含めた児童・生徒の放課後対策の充実や、学校等の施設

においてはバリアフリー化の推進、学習環境の整備等の充実も図る必要があります。これまでも、特別支援学校との連携や小・中学校の特別支援学級、通級指導教室による指導などを通して、一人ひとりの教育ニーズに応じて様々な工夫と配慮のもとに、きめ細やかな指導を進めてきました。さらに、幼稚園や小・中学校の通常の学級などに在籍している幼児・児童・生徒においても、一人ひとりの実態に応じた適切な支援と指導に努めています。引き続き障がいのある子供の理解を図る教育活動をより一層進めるとともに、幼児・児童・生徒一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばす教育活動を行い、本人・保護者の教育的ニーズを生かすことのできる特別支援教育体制の更なる充実を図り、教育環境についても整備を進めます。

各施策の取組

(1) 就学前教育の充実

No.	施策名	施策と内容	担当課
86	幼稚園における障がいのある幼児の受け入れの促進	障がいのある幼児の教育は、発育段階に応じた、きめ細やかな支援や援助が大切です。また、集団生活における友達とのふれあいの中から、人とのかかわりを広げることも大切です。受け入れを促進するために、早期からの相談活動の充実と学習環境の整備を図ります。	学校教育課

(2) 学校教育の充実

No.	施策名	施策と内容	担当課
87	就学・教育相談の充実	就学相談や教育相談において、障がいのある幼児・児童・生徒の障がいの特性を的確に把握し、保護者に通常の学級、特別支援学級、特別支援学校の教育課程（学習内容等）の情報提供をするとともに、本人・保護者と合意形成のもとに、指導・助言をしています。早期から相談に応じ、一人ひとりに適した教育が受けられるよう、就学相談など活動の充実を図ります。	学校教育課
88	特別支援教育の充実	小・中学校の特別支援学級では、知的障がいや自閉症・情緒障がいなどのある児童・生徒一人ひとりの障がいの状態や適性に応じて指導する教育課程の編成や個別の支援計画を作成して	学校教育課

第5章 障がい者計画の施策展開

		指導・支援しています。障がいのある児童・生徒が可能な限り積極的に社会に参加し、自立できるよう、継続して特別支援学級の充実を図ります。	
89	交流及び共同学習の推進	障がいのある幼児・児童・生徒と、障がいのない幼児・児童・生徒と一緒に学習に取り組むことや学校生活を送ること等、お互いにふれあう機会を設けることは、双方にとって、豊かな人間性や社会性を育む上で大きな意義があります。現在、小・中学校における通常の学級と特別支援学級、あるいは特別支援学校と小・中学校との交流及び共同学習などが行われています。豊かな思いやりのある人づくりをめざし、共生社会の推進やノーマライゼーションの理念に基づく教育の充実を図るため、より幅広い交流及び共同学習の実践を推進します。	学校教育課
90	インクルーシブ教育の推進	共生社会の実現のためには、障がいのある幼児・児童・生徒と、障害のない幼児・児童・生徒が同じ場で学ぶことが大切です。そのために、就学相談や教育相談の充実を図りながら、一人ひとりの「合理的配慮」に基づいた指導・支援に取り組みます。また、個別の教育的ニーズに応じるため、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校の連続性のある「多様な学びの場」の整備、充実を図ります。	学校教育課
91	通級による指導の充実	きこえやことばに課題がある児童・生徒の指導・支援のために熊谷西小学校内に難聴・言語障害通級指導教室を、また、学習面や行動面に課題がある児童・生徒の指導・支援のために、熊谷西小・吉岡小・三尻小・妻沼小・富士見中・妻沼東中内に、発達障害・情緒障害通級指導教室を設置し、一人ひとりの課題に応じた個別指導を進めることによって、その子の能力を最大限に発揮できるように努めます。通級を利用する児童生徒の在籍学級担任と連携を図りながら、一人ひとりを見守り、その力を伸ばすよう努めます。	学校教育課

第5章 障がい者計画の施策展開

92	学童保育の充実	市立児童クラブ、民間学童クラブでは、集団保育が可能な障がいのある子供の受け入れをします。安心、安全な保育に配慮し、障がいのある子供の受け入れを継続します。	保育課
93	学校施設のバリアフリー化の推進	市内の小・中学校に通う障がいのある児童・生徒が、校内で快適に過ごせるように、通学児童生徒のいる学校を対象に校舎階段の手すり、車いす用昇降車や昇降機、多目的トイレ、スロープ等を設置し、学校施設の環境整備を進め、バリアフリー化の推進に努めます。	営繕課 教育総務課

(3) 社会教育の充実

No.	施策名	施策と内容	担当課
94	図書館サービスの充実	大活字本、点字図書、映像、録音資料などを充実していきます。また、さわる絵本・布絵本など障がいのある子供が利用しやすい本の収集に努めます。また、図書館への来館が困難な利用者に向けて、個人及び団体への図書の配本サービスを促進します。	図書館
95	生涯学習講座の充実	「障がい者青年学級」について、広報するとともに運営費を助成し、活動を支援しています。また、情報を得にくい聴覚障がいのある方を対象に「ろう者のための社会教養講座」を設け、世界各地の歴史や文化にふれた情報を提供したり、社会で活躍している聴覚障がいのある方から学ぶ機会を提供しています。引き続き障がいのある方の生涯学習講座を充実します。	社会教育課

基本方針 4 生きがいのあるまちづくり

障がいのある方が生きがいを持ちながら社会で暮らしていくために、就労の場を確保できるための支援を行うとともに、スポーツ、文化、芸術活動など様々なイベント等に参加できるように社会基盤の整備を行い、生きがいのあるまちづくりを進めます。

1 就労の場の確保

現状と課題

就労は、収入を得るだけでなく、社会参加の促進と生きがいにつながり、障がいのある方が地域で自立して生活していくためには、非常に大切なことです。これまでも、障がいのある方がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する方には、ハローワークを紹介したり、障害者就労支援センターを通じて支援してきました。また、一般就労をすることが困難な障がいのある方については、就労移行支援、就労継続支援等の利用促進を図り、障がいの程度や適性に応じた能力を開発する訓練や就労のための支援をしてきました。そのため就労支援に関しては少しずつですが成果が見えてきています。一方、就労後の定着支援に関しては支援が十分とは言えません。引き続き適正に就労の場が確保できるように支援すると同時に、就労先に定着できるように支援を進めます。

各施策の取組

(1) 一般就労の支援

No.	施策名	施策と内容	担当課
96	雇用の場の拡大	障がいのある方の適性や能力に応じた就労の場の確保のために、ハローワーク等との連携を図り、事業主へ働きかけを行います。また、障がい者雇用の啓発活動を行い、障がいのある方が働きやすい職場環境づくりを推進します。	企業活動支援課

第5章 障がい者計画の施策展開

97	就労支援施策の推進	障がいのある方が、生きがいを持って生活できるよう、就労全般にわたって障がいのある方、その家族、事業主等からの相談に応じ、能力開発から就労まで一貫して支援するため、障害者就労支援センターを設置しております。引き続き障がいのある方の就労へ向けた支援の充実を図ります。	障害福祉課
98	就労移行支援 [再掲 (37)]	一般企業等への就労を希望する障がいのある方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	障害福祉課
99	就労継続支援(A型・B型) [再掲 (38)]	一般企業等での就労が困難な障がいのある方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	障害福祉課

(2) 障害者雇用の促進

No.	施策名	施策と内容	担当課
100	職員採用の推進	平成28年6月1日現在、市職員の障がいのある方の雇用状況は、地方公共団体の法定雇用率2.3%を上回っており、重度の障がいのある職員についても他の職員とともに職務に励んでいます。計画的に障がいのある方の採用に努めます。	職員課
101	市内企業への雇用促進及び啓発	一人でも多くの障がいのある方が雇用されるよう、熊谷地区雇用対策協議会、ハローワークなどの関係機関と連携をとりながら、事業主の研修会等を通じて障がい者雇用促進のための啓発活動及びPR活動を進めます。	企業活動支援課
102	障がい者就労施設からの物品調達の促進	障害者優先調達推進法に基づき、市では、「熊谷市障害者優先調達推進方針」を策定し、それを公表することにより障害者就労施設等から優先的に物品を購入するよう促進します。	障害福祉課

2 社会参加の促進

現状と課題

障がいのある方にとって、文化活動やスポーツ活動、障がいのない人との交流は、健康づくりや生きがいをづくりに役立つばかりでなく、人間として成長するために非常に重要なことです。これまでも、障がいのある方が気軽にイベント等に参加できるように社会的条件を整え、支援に努めてきましたが、十分とは言えません。引き続き社会参加を促進するように支援を進めます。

各施策の取組

(1) 社会参加への支援

No.	施策名	施策と内容	担当課
103	社会参加への支援	在宅の障がいのある方の自立と社会参加を進めるため、障がいのある方が利用しやすい手話通訳者・要約筆記者の派遣制度の充実を図ります。	障害福祉課
104	交流ふれあい活動の推進	障がいのある方をはじめ、多くの市民が参加し、気軽に楽しむことができる社会福祉協議会主催の「ふれあい広場」事業を支援し、交流・ふれあい活動を推進します。	障害福祉課
105	障がいのある方に配慮した選挙の実施	郵便投票制度の周知や投票所にスロープを設置するなど、障がいのある方が投票しやすい投票環境の整備に配慮します。	選挙管理委員会

(2) 文化・スポーツ活動への支援

No.	施策名	施策と内容	担当課
106	市主催のイベントにおける障がいのある方の参加の促進	本市が主催するイベントに、障がいのある方のみならず誰もが参加しやすいよう、会場整備の配慮に努めます。	スポーツ振興課 障害福祉課
107	スポーツ大会の支援	障がいのある人が、各種のスポーツ大会などに参加し、楽しむことができるよう支援します。	スポーツ振興課 障害福祉課

第5章 障がい者計画の施策展開

108	障がい者スポーツの推進	2019年のラグビーワールドカップや2020年の東京オリンピック、パラリンピックを迎えるにあたり、障がい者スポーツの振興を図り、障がいのある方がスポーツを通して多くの人と交流できるよう、その活動を支援します。また、障がい者スポーツを推進するにあたって、ボランティアの協力を働きかけます。	スポーツ振興課 障害福祉課
109	文化活動支援	障がい者団体の文化活動に対して、広報や情報提供などにより、障がいのある方が積極的に文化活動に参加できるよう支援します。	社会教育課 障害福祉課
110	芸術・文化講座開催等事業（障がい者作品展） [再掲（51）]	障がいのある方が生きがいづくりが行えるように、芸術・文化活動を振興し、作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設けます。また、障がいのない方が障がいのある方に対する関心と理解を深めるための環境の整備や必要な支援を行います。	障害福祉課



題名「山」



題名「友達顔」

基本方針5 安心・安全なまちづくり

障がいのある方が地域の中で安全で快適に生活していくために、社会にある様々な障壁（バリア）について、バリアフリー化を目指し、ハード面のみならず、防犯、防災など地域体制づくりを含め整備を行い、安心・安全なまちづくりを進めます。

1 みんなにやさしいまちづくり

現状と課題

社会には、障がいのある方が地域の中で安全で快適に生活していく上で、様々な障壁（バリア）が存在します。これまでも、高齢者や障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境整備を目指し、様々なバリアフリー化が行われてきました。しかしながら、障がいのある方が安全・安心に暮らしていくためには、十分とは言えません。引き続き平成18年に施行された「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、道路、公園、公共交通機関、官公庁施設等の生活関連施設において、高齢者や障がいのある方、妊産婦、けが人などすべての人が利用しやすい施設になるようなハード面を整備するとともに、バリアフリーに対する広報・啓発、教育、市民活動の支援等、心のバリアフリーに向けた取組みを進め、あらゆる人々が利用しやすい生活環境をつくるために、ユニバーサルデザインの考え方が形となった、ユニバーサル社会の実現を目指します。

各施策の取組

(1) 生活空間の整備

No.	施策名	施策と内容	担当課
111	住みやすいまちづくりの総合的推進	まちづくりは、年齢や障がいの有無などにかかわらず、すべての人が、安全で住みやすい環境を実感できるように進めなければなりません。歩きやすい歩道の整備や公共交通機関等との連携、多機能トイレやわかりやすい案内表示の整備促進など、環境の総合的な整備が必要です。すべての市民に安全で快適なユニバーサルデザイン	都市計画課

第5章 障がい者計画の施策展開

		のまちづくりを総合的に推進します。	
112	歩道の整備	歩道は、移動空間として重要なため、新たに整備を行う歩道については、段差解消など障がいのある方などに配慮した歩道整備を推進します。また、既設歩道についても、市民の要望を踏まえながら、計画的に改善を図ります。	維持課 道路課
113	交通環境の整備	安全で歩きやすい歩行空間を確保するため、UDブロックの整備と、自転車通行環境整備を行い、バリアフリー化を推進します。また、駅周辺を中心に、通行の妨げとならないよう放置自転車や違法看板等の撤去や啓発活動を実施し、市営本町駐車場に障がいのある方などの優先利用できるスペースを確保するなど、快適な交通環境の整備に努めます。	安心安全課 商業観光課 都市計画課 管理課 道路課 維持課
114	バリアフリーの商店街づくりの推進	障がいのある方、高齢者、児童などが安心して買い物を楽しめるように、ドアの改善などのハード面、陳列表示、販売方法などのソフト面の充実を各商店街に働きかけます。	都市計画課 商業観光課

(2) 公共建築物の整備

No.	施策名	施策と内容	担当課
115	公共施設のバリアフリー化の推進	利用しやすい公共施設にするため、ゆとりのあるエレベーター、多機能トイレ、スロープなどを設置し、バリアフリー化をするとともに、バリアフリー設備の情報の公開に努めます。	都市計画課 営繕課
116	交通ターミナル施設のバリアフリー化の推進	交通の要であるターミナル施設について、視覚障がいのある方にもわかりやすい案内の整備やエレベーター、スロープの整備などを関係機関に働きかけます。	企画課 都市計画課

(3) 理解の促進

No.	施策名	施策と内容	担当課
117	心のバリアフリーの普及啓発	点字ブロック上への放置自転車など、せっかくの施設・設備も周囲の人も含めて理解がなければ新たなバリアを生み出しかねません。バリア	都市計画課 障害福祉課

		フリー化をより効果的なものとするため、配慮や手助けに関して理解を深める心のバリアフリーの普及啓発を推進します。	
--	--	---	--

2 移動しやすい環境の整備

現状と課題

自由に移動できなければ、暮らしの幅が限られたものになります。これまでも障がいのある方の日常生活や社会参加を容易にし、生活領域の拡大を図るため、環境の整備に努めてきましたが、十分とは言えません。引き続き移動しやすい環境の整備を進めます。

各施策の取組

(1) 交通機関の利用促進

No.	施策名	施策と内容	担当課
118	人にやさしいバスの整備要請	障がいのある方のみならず、誰もが利用しやすいバスにするため、バス車両のバリアフリー化を推進し、わかりやすい案内表示装置や音声案内の導入などを関係機関に働きかけます。	企画課 都市計画課

(2) 移動手段・外出支援の充実

No.	施策名	施策と内容	担当課
119	福祉タクシー制度・自動車燃料費給付制度による支援 [再掲 (63)]	重度の身体障がい及び知的障がいのある方に、福祉タクシー券の交付又は自動車燃料費の助成により外出時の移動にかかる費用の一部を支援します。	障害福祉課
120	移動支援事業 [再掲 (46)]	屋外での移動が困難な障がいのある方の社会参加を実現するための外出について支援します。	障害福祉課
121	コミュニティバスによる移動支援	介添え者も含め、ゆうゆうバスに無料で乗車できる支援をします。	企画課

122	障害児・者生活サポート事業の推進 [再掲(56)]	障がいのある方や子供の家族等の介護負担の軽減と生活を支援するため、一時預かり、送迎サービス、外出援助などを行います。実情を考慮し、サービスの推進を図ります。	障害福祉課
123	福祉有償運送の推進	安全な福祉有償運送を推進するため、大里地区福祉有償運送市町共同運営協議会の活動を支援します。	障害福祉課

3 安全な暮らしの確保

現状と課題

援護が必要な障がいのある方に対する犯罪や事故の防止、災害発生時における避難支援に積極的に取り組む必要があります。これまでも、防災や防犯に関する啓発活動を充実させるとともに災害時において地域住民や福祉関係団体等と連携し、障がいのある方を確実に迅速に支援・保護できる地域体制づくりに努めてきましたが、十分とは言えません。引き続き安全な暮らしの確保ができるように体制づくりを進めます。

各施策の取組

(1) 地域の防災対策の推進

No.	施策名	施策と内容	担当課
124	避難行動要支援者避難支援計画の充実	避難行動要支援者避難支援計画に基づき、個人のプライバシーに十分配慮しつつ、災害時に自力で避難できないなど、援護を必要とする方の名簿を作成しました。プライバシーに配慮しながら、障がいのある方の所在や状況などの把握に努め、民生委員・児童委員や自治会、地域の自主防災組織の協力関係を築き、障がい特性に応じた情報伝達、避難誘導等の対応ができるよう努めます。	危機管理室 福祉課 長寿いきがい課 障害福祉課
125	防災知識の普及・啓発	広報紙などにより、災害時における障がいのある方の援助に関する知識の普及・啓発に努めます。また、地域で障がいのある方を支援する自主防災組織や防災に関するボランティアの育成と併せ、地域の防災訓練に障がいのある方が参加しやすい体制づくりを促進します。	危機管理室 長寿いきがい課 障害福祉課 警防課

第5章 障がい者計画の施策展開

126	災害情報伝達体制の整備	在宅の障がいのある方に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、多様な情報伝達手段を調査研究し、災害情報伝達体制の整備に努めます。	危機管理室 長寿いきがい課 障害福祉課 警防課
127	障がいのある方に配慮した防災基盤の整備	ハザードマップの整備や、各施設等において、わかりやすい案内板を設置するなど、障がいのある方に配慮した防災基盤の整備の推進を図ります。	都市計画課 危機管理室
128	障がいのある方に対する医療対策	災害によるショックや避難先の長期にわたる不自由な生活は、障がいのある方や難病患者の心身に大きな影響をもたらすため、それぞれの障がいに配慮した医療対策が必要です。在宅療養者には巡回相談などを行い、健康管理に努めます。また、保健所、医療機関と協議し、必要な医療が受けられる体制づくりに努めます。	健康づくり課 熊谷保健センター 母子健康センター 障害福祉課
129	障がいのある方への情報提供・相談支援	広報を実施するに当たって、県及びNHK、テレビ埼玉、エフエムナックファイブ等放送事業者と連携し、視聴覚障がいのある方に対しての文字放送等による広報など要配慮者への対策を積極的に行います。	広報広聴課

(2) 施設の防災対策の推進

No.	施策名	施策と内容	担当課
130	防災計画の策定	福祉施設は、入所者や利用者の安全な避難を確保するため、防災計画が必要です。災害発生時の職員の任務分担・動員体制などの防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域の自主防災組織などとの連携について、防災計画を策定するよう、施設管理者に対して指導します。	危機管理室 長寿いきがい課 障害福祉課 警防課
131	防災教育・防災訓練の実施	災害時に防災計画が有効に機能するためには、施設ごとの入所者や利用者への防災教育や、定期的な防災訓練が欠かせません。施設管理者に対し、防災教育・防災訓練の実施を促すとともにその充実を図るよう働きかけます。また、施設管理者や職員に対し、講習会を行うなどして総合的な防災力の向上を図ります。	警防課

第5章 障がい者計画の施策展開

132	施設・設備の整備・ 充実	施設や設備が災害時に機能を生かせるよう、それらの定期的な整備・充実・点検の実施を施設管理者に対し指導します。	警防課
133	社会福祉施設と地域の 連携	災害時に速やかに避難するためには、施設関係者だけではなく、地域の協力が欠かせません。普段から、災害時を想定した地域の自主防災組織や事業所などとの連携体制の整備に努めるよう施設管理者に対して働きかけます。	危機管理室 長寿いきがい課 障害福祉課 警防課
134	被災した在宅の障がい のある方の受入体制の 整備	災害時、施設管理者に対し、在宅の重度障がいのある方や寝たきりの高齢者の受入体制の整備を進めるよう働きかけていきます。また、生活上特別な配慮が必要な重度障がいのある方に対しては、関係機関や事業者と連携を図り、補装具、日常生活用具、ガイドヘルパー、手話通訳などについて、適切な対応がとれるよう努めます。	危機管理室 障害福祉課
135	福祉避難所の体制整備	災害時に避難勧告又は避難指示（緊急）等が出された場合、避難行動要支援者等を含めた市民は、避難所へ避難することになります。避難所では要配慮者専用スペース等を適切な場所に設置するなど要配慮者の避難生活に配慮することになっていますが、これら避難所において避難生活を送ることが困難な特別な支援を必要とする方を対象に、福祉避難所を開設します。市では、高齢者施設や障害者施設などを福祉避難所として指定し、環境の整備を図ります。	危機管理室 障害福祉課

(3) 安心して生活できる環境づくり

No.	施策名	施策と内容	担当課
136	交通安全知識の普及・ 啓発	交通事故を防止するため、交通安全教室の開催や広報活動を実施するなど、交通安全知識の普及・啓発に努めます。	安心安全課
137	防犯知識の普及・啓発	防犯教室等を開催し、犯罪に応じた防犯指導や広報活動を実施し、防犯知識の普及・啓発に努めます。	安心安全課

138	防犯と安全対策の充実	地域や関係機関における支援体制づくりを推進し、日常における障がいのある方への犯罪被害防止と緊急時の安全を確保するための支援施策の充実に努めます。	安心安全課
-----	------------	--	-------



題名「ステンドグラス風 椿」



題名「スマイルのクリスマス」



題名「季節のソース」



題名「みんなでクリスマス」

資料

1 障がい者計画 第1次・第2次計画 体系別施策の対照

基本方針	大項目	施策	障がい者計画(第1次)		障がい者計画(第2次)	
			No.	施策名	No.	施策名
1 心かようやささごまきあひらり	1 推進基盤の整備	1 障がいのある方と地域住民との交流の推進	1	障がい者と地域住民との交流の推進	1	地域住民との交流の推進
		2 交流拠点づくり	2	障がい者の交流の拠点づくり	2	地域の交流拠点づくり
		3 情報提供体制の確立	3	障がい者向けの効果的な情報システムの検討	3	障がいのある方への効果的な情報提供
			4	インターネットによる情報提供	4	インターネットによる情報提供
		4 行政の推進体制の確立	5	庁内各課連携体制の確立	5	庁内各課連携体制の確立
			6	関係機関との連携体制の確立	6	関係機関との連携体制の確立
			7	広域行政の促進	7	広域行政の促進
			8	個人情報保護への配慮	8	市民の個人情報保護
	2 福祉の環境づくり	1 理解と交流の促進	9	広報活動の充実	9	広報活動の充実
			10	交流環境の充実	10	交流環境の充実
			11	障害者週間における啓発	11	障害者週間における啓発
			12	知的障がい者への理解の推進	12	知的障がいのある方への理解の推進
			13	精神障がい者への理解の推進	13	精神障がいのある方への理解の推進
	2 福祉教育の充実	14	福祉教育の充実	14	福祉教育の充実	
	3 支える人づくり	1 人材の育成・確保	15	専門的人材の育成・確保	15	専門的人材の育成・確保
			16	市職員研修の充実	16	職員研修の充実
		2 市民活動の支援	17	ボランティア講座の充実	17	ボランティア講座の充実
			18	市民活動情報の提供	18	市民活動情報の提供
	4 権利擁護の取組み	1 権利擁護事業の推進	19	権利擁護事業の普及	19	権利擁護事業の普及
			20	成年後見制度の普及	20	成年後見制度の普及
		2 障がいのある方への虐待防止			21	虐待防止センターの整備
					22	相談及び紛争防止などの支援体制の整備
		3 障がいのある方に対する差別の解消			23	職員対応要領の策定
					24	啓発活動の推進

基本方針	大項目	施策	障がい者計画(第1次)		障がい者計画(第2次)		
			No.	施策名	No.	施策名	
2 いざなぎきき書らすまむさびへの	1 相談体制の整備	1 相談体制の整備	21	障害者相談支援センターの充実	25	障害者相談支援センターの充実	
			22	基幹相談支援センターの設置	26	基幹相談支援センターの設置	
					27	障害者差別解消法に関する相談窓口の設置	
	2 福祉サービスの充実	1 日中活動の場の確保 (訪問系サービス、日中活動系サービス)	23	居宅介護(ホームヘルプ)	28	居宅介護(ホームヘルプ)	
			24	重度訪問介護	29	重度訪問介護	
			25	行動援護	30	行動援護	
			26	同行援護	31	同行援護	
			27	重度障害者等包括支援	32	重度障害者等包括支援	
			28	療養介護	33	療養介護	
			29	生活介護	34	生活介護	
			30	短期入所(ショートステイ)	35	短期入所(ショートステイ)	
			31	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	36	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	
			32	就労移行支援	37	就労移行支援	
			33	就労継続支援(A型・B型)	38	就労継続支援(A型・B型)	
			34	児童発達支援及び放課後等デイサービス	39	児童発達支援及び放課後等デイサービス	
			2 住まいの場の確保 (居住系サービス)	35	施設入所支援(障害者支援施設での夜間ケア等)	40	施設入所支援(障害者支援施設での夜間ケア等)
				36	共同生活介護(ケアホーム)		終了
				37	共同生活援助(グループホーム)	41	共同生活援助(グループホーム)
			3 地域生活支援の充実 (地域生活支援事業)	38	相談支援事業	42	相談支援事業
				39	成年後見制度の普及[再掲(20)]	43	成年後見制度の普及[再掲(20)]
	40	コミュニケーション支援事業		44	コミュニケーション支援事業		
	41	日常生活用具給付等事業		45	日常生活用具給付等事業		
	42	移動支援事業		46	移動支援事業		
	43	地域活動支援センター事業		47	地域活動支援センター事業		
	44	福祉ホーム事業			終了		
	45	訪問入浴サービス事業		48	訪問入浴サービス事業		
46	知的障がい者職親委託制度	49		知的障がい者職親委託制度			

基本方針	大項目	施策	障がい者計画(第1次)		障がい者計画(第2次)			
			No.	施策名	No.	施策名		
2 いきいきと暮らすまちづくり	2 福祉サービスの充実	3 地域生活支援の充実 (地域生活支援事業)	47	日中一時支援事業	50	日中一時支援事業		
			48	芸術・文化講座開催等事業(障がい者作品展)	51	芸術・文化講座開催等事業(障がい者作品展)		
			49	点字・声の広報等発行事業	52	点字・声の広報等発行事業		
			50	奉仕員養成研修事業	53	奉仕員養成研修事業		
			51	自動車運転免許取得・改造助成事業	54	自動車運転免許取得費・改造費補助事業		
		4	補装具の援助	52	補装具の援助	55	補装具の援助	
		5 各種福祉サービスの支援	53	障がい児・者生活サポート事業の推進	56	障害児・者生活サポート事業の推進		
			54	配食サービス事業の推進	57	配食サービス事業の推進		
			55	生活ホーム事業の支援	58	生活ホーム事業の支援		
			56	外出支援マップの作成	59	外出支援マップの作成		
			57	緊急時通報システムの整備	60	緊急時通報システムの整備		
			58	難病患者への支援	61	難病患者に対する施策		
			59	障がい者の店への支援	62	障がいのある方の店への支援		
			6 財政援助	60	自動車利用のための費用の助成	63	福祉タクシー制度・自動車燃料費給付制度による支援	
		61		各種軽減制度の周知	64	各種軽減制度の周知		
		62		年金・手当制度の周知	65	年金・手当制度の周知		
		3 住宅環境の整備	1 住宅環境の整備促進	63	重度障害者居宅改善整備費補助事業の推進	66	重度障害者居宅改善整備費補助事業の推進	
				64	高齢者及び障害者住宅整備資金貸付事業の推進	67	高齢者及び障害者住宅整備資金貸付事業の推進	
				65	障がい者に配慮した市営住宅の整備	68	障がいのある方に配慮した市営住宅の整備	
				66	民間住宅などの整備支援		終了	
		3 すこやかに育ましますづくり	1 保健・療育・医療体制の整備	1 健康診査の充実	67	乳幼児健康診査の充実	69	乳幼児健康診査の充実
					68	がんや生活習慣病の早期発見・早期治療	70	がんや生活習慣病の早期発見・早期治療
							71	精神疾患の早期発見予防
	2 地域療育体制の整備		69	乳幼児の療育相談体制の充実	72	乳幼児の療育相談体制の充実		
			70	障がい児の療育相談の充実	73	障がいのある子供の療育相談の充実		

基本方針	大項目	施策	障がい者計画(第1次)		障がい者計画(第2次)		
			No.	施策名	No.	施策名	
3 すこやかに育まようづくり	1 保健・療育・医療体制の整備	2 地域療育体制の整備	71	機能訓練・保育の充実	74	機能訓練・保育の充実	
			72	「あかしあ育成園」の施設整備の充実	75	「あかしあ育成園」の施設整備の充実	
			73	障がい児保育の充実	76	障がいのある子供の保育の充実	
			74	障がい児・者地域療育等支援事業の検討	77	障がい児・者地域療育等支援事業の検討	
			75	発達障がい児・者の支援	78	発達障がいのある子供の支援	
		3 機能訓練対策の推進	76	機能訓練の充実	79	機能訓練の充実	
		4 医療環境の充実	77	地域ケア体制の整備	80	地域ケア体制の整備	
			78	障がい者医療体制の充実	81	医療体制の充実	
			79	在宅医療体制の充実	82	在宅医療体制の充実	
			80	自立支援医療の促進	83	自立支援医療の促進	
			81	重度心身障害者医療費助成制度の推進	84	重度心身障害者医療費助成制度の推進	
		5 精神保健活動の推進	82	精神障がい者の地域移行・定着の推進	85	精神障がいのある方の地域移行・定着の推進	
		2 障がい児・者教育の充実	1 就学前教育の充実	83	幼稚園における障がい児の受け入れの促進	86	幼稚園における障がいのある幼児の受け入れの促進
			2 学校教育の充実	84	就学・教育相談の充実	87	就学・教育相談の充実
				85	特別支援教育の充実	88	特別支援教育の充実
	86			交流及び共同学習の推進	89	交流及び共同学習の推進	
					90	インクルーシブ教育の推進	
	87			通級による指導の充実	91	通級による指導の充実	
	88			学童保育の充実	92	学童保育の充実	
	89			学校施設のバリアフリー化の推進	93	学校施設のバリアフリー化の推進	
	3 社会教育の充実	90	図書館サービスの充実	94	図書館サービスの充実		
	91	生涯学習講座の充実	95	生涯学習講座の充実			

基本方針	大項目	施策	障がい者計画(第1次)		障がい者計画(第2次)	
			No.	施策名	No.	施策名
4 生きがいのあるまちづくり	1 就労の場の確保	1 一般就労の支援	92	雇用の場の拡大	96	雇用の場の拡大
			93	就労支援施策の推進	97	就労支援施策の推進
			94	就労移行支援 [再掲 (32)]	98	就労移行支援 [再掲 (37)]
			95	就労継続支援(A型・B型) [再掲 (33)]	99	就労継続支援(A型・B型) [再掲 (38)]
		2 障害者雇用の促進	96	市職員採用の推進	100	職員採用の推進
			97	市内企業への雇用促進及び啓発	101	市内企業への雇用促進及び啓発
	2 社会参加の促進	1 社会参加への支援			102	障がい者就労施設からの物品調達の促進
			98	障がい者の社会参加への支援	103	社会参加への支援
			99	交流ふれあい活動の推進	104	交流ふれあい活動の推進
		2 文化・スポーツ活動への支援	100	障がい者に配慮した選挙の実施	105	障がいのある方に配慮した選挙の実施
101			市主催のイベントにおける障がい者参加の促進	106	市主催のイベントにおける障がいのある方の参加の促進	
102			スポーツ大会の支援	107	スポーツ大会の支援	
103			障がい者スポーツの推進	108	障がい者スポーツの推進	
104			障がい者の文化活動支援	109	文化活動支援	
105			芸術・文化講座開催等事業(障がい者作品展) [再掲 (48)]	110	芸術・文化講座開催等事業(障がい者作品展) [再掲 (51)]	
106			住みやすいまちづくりの総合的推進	111	住みやすいまちづくりの総合的推進	
5 安心・安全なまちづくり	1 みんなにやさしいまちづくり	1 生活空間の整備	107	歩道の整備	112	歩道の整備
			108	交通環境の整備	113	交通環境の整備
			109	バリアフリーの商店街づくりの推進	114	バリアフリーの商店街づくりの推進
		2 公共建築物の整備	110	公共施設のバリアフリー化の推進	115	公共施設のバリアフリー化の推進
			111	交通ターミナル施設のバリアフリー化の推進	116	交通ターミナル施設のバリアフリー化の推進
		3 理解の促進			117	心のバリアフリーの普及啓発
		2 移動しやすい環境の整備	1 交通機関の利用促進	112	人にやさしいバスの整備要請	118
	2 移動手段・外出支援の充実		113	福祉タクシー制度・自動車燃料費給付制度による支援 [再掲 (63)]	119	福祉タクシー制度・自動車燃料費給付制度による支援 [再掲 (63)]
			114	移動支援事業の推進 [再掲 (42)]	120	移動支援事業 [再掲 (46)]
					121	コミュニティバスによる移動支援
			115	障がい児・者生活サポート事業の推進 [再掲 (53)]	122	障がい児・者生活サポート事業の推進 [再掲 (56)]
			116	福祉有償運送の推進	123	福祉有償運送の推進

基本方針	大項目	施策	障がい者計画(第1次)		障がい者計画(第2次)	
			No.	施策名	No.	施策名
5 安心・安全なまちづくり	3 安全な暮らしの確保	1 地域の防災対策の推進	117	災害時要援護者避難支援プランの充実	124	避難行動要支援者避難支援計画の充実
			118	防災知識の普及・啓発	125	防災知識の普及・啓発
			119	災害情報伝達体制の整備	126	災害情報伝達体制の整備
			120	障がい者に配慮した防災基盤の整備	127	障がいのある方に配慮した防災基盤の整備
			121	障がい者に対する医療対策	128	障がいのある方に対する医療対策
			122	障がい者への情報提供・相談支援	129	障がいのある方への情報提供・相談支援
		2 施設の防災対策の推進	123	防災計画の策定	130	防災計画の策定
			124	防災教育・防災訓練の実施	131	防災教育・防災訓練の実施
			125	施設・設備の整備・充実	132	施設・設備の整備・充実
			126	社会福祉施設と地域の連携	133	社会福祉施設と地域の連携
			127	被災した在宅障がい者の受入体制の整備	134	被災した在宅の障がいのある方の受入体制の整備
		3 安心して生活できる環境づくり			135	福祉避難所の体制整備
			128	交通安全知識の普及・啓発	136	交通安全知識の普及・啓発
			129	防犯知識の普及・啓発	137	防犯知識の普及・啓発
			130	防犯と安全対策の充実	138	防犯と安全対策の充実

2 障がい者計画(第1次):後期体系別評価

障がい者計画に位置づけた後期(平成24年度から平成28年度)の施策について、担当課がその進捗状況について自己評価したものです。「評価」欄の記号は以下を表しています。

ア：進捗している。イ：どちらかと言えば進捗している。ウ：どちらともいえない
エ：どちらかといえば進捗していない。オ：進捗していない。

基本方向	大項目	施策	No.	施策名	担当課	評価	
1 心かようやさしいまちづくり	1 推進基盤の整備	1. 障がい者と地域住民との交流の推進	1	障がい者と地域住民との交流の推進	障害福祉課	ウ	
		2. 交流拠点づくり	2	障がい者の交流の拠点づくり	障害福祉課	ウ	
		3. 情報提供体制の確立	3	障がい者向けの効果的な情報システムの検討	広報広聴課	イ	
					議会事務局	ア	
		4. 行政の推進体制の確立	4	インターネットによる情報提供	障害福祉課	ウ	
					広報広聴課	イ	
		5. 庁内各課連携体制の確立	5	関係機関との連携体制の確立	企画課	ウ	
					障害福祉課	イ	
	健康づくり課				イ		
	熊谷保健センター				ウ		
	6. 広域行政の促進	6	個人情報保護への配慮	障害福祉課	イ		
				庶務課	イ		
	2 福祉の環境づくり	1. 理解と交流の促進	9. 広報活動の充実	9	広報活動の充実	広報広聴課	イ
			10. 交流環境の充実	10	交流環境の充実	市民活動推進課	イ
11. 障害者週間における啓発			11	障害者週間における啓発	障害福祉課	ウ	
12. 知的障がい者への理解の推進			12	知的障がい者への理解の推進	障害福祉課	ウ	
13. 精神障がい者への理解の推進			13	精神障がい者への理解の推進	熊谷保健センター	ウ	
2. 福祉教育の充実	14	福祉教育の充実	福祉課	ア			
			保育課	イ			
			学校教育課	イ			
					社会教育課	イ	

基本方向	大項目	施策	No.	施策名	担当課	評価			
1 心かようやさしいまちづくり	3 支える人づくり	1. 人材の育成・確保	15	専門的人材の育成・確保	福祉課	ア			
					障害福祉課	イ			
		2. 市民活動の支援	16	市職員研修の充実	職員課	イ			
			17	ボランティア講座の充実	市民活動推進課	イ			
					福祉課	ア			
	4 の取組 権利擁護	1. 権利擁護の推進	19	権利擁護事業の普及	市民活動推進課	ウ			
					福祉課	ア			
			20	成年後見制度の普及	市民活動推進課	ウ			
					福祉課	ア			
					福祉課	ア			
2 いきいき暮らしづくり	1 の整備 相談体制	1. 相談体制の整備	21	障害者相談支援センターの充実	企画課	ア			
					市民活動推進課	ウ			
					障害福祉課	ア			
	2 福祉サービスの充実	1. 日中活動の場の確保 (訪問系サービス、日中活動系サービス)	22	基幹相談支援センターの設置	障害福祉課	オ			
					23	居宅介護（ホームヘルプ）	障害福祉課	ア	
					24	重度訪問介護	障害福祉課	ア	
					25	行動援護	障害福祉課	ウ	
					26	同行援護	障害福祉課	ウ	
					27	重度障害者等包括支援	障害福祉課	ウ	
					28	療養介護	障害福祉課	ウ	
					29	生活介護	障害福祉課	ア	
					30	短期入所（ショートステイ）	障害福祉課	ア	
					31	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	障害福祉課	イ	
					32	就労移行支援	障害福祉課	イ	
					33	就労継続支援（A型・B型）]	障害福祉課	イ	
					34	児童発達支援及び放課後等デイサービス	保育課	ウ	
							障害福祉課	イ	
					2. 住まいの場の確保 (居住系サービス)	35	施設入所支援（障害者支援施設での 夜間ケア等）	障害福祉課	イ
								36	共同生活介護（ケアホーム）
37	共同生活援助（グループホーム）	障害福祉課	ア						

基本方向	大項目	施策	No.	施策名	担当課	評価
2 いきいき暮らしづくり	2 福祉サービスの充実	3. 地域生活支援の充実 (地域生活支援事業)	38	相談支援事業	障害福祉課	イ
			39	成年後見制度の普及 [再掲 (20)]	障害福祉課	イ
			40	コミュニケーション支援事業	福祉課	ア
					障害福祉課	ウ
			41	日常生活用具給付等事業	障害福祉課	ア
			42	移動支援事業	障害福祉課	ア
			43	地域活動支援センター事業	障害福祉課	ウ
			44	福祉ホーム事業	障害福祉課	ウ
			45	訪問入浴サービス事業	障害福祉課	ア
			46	知的障がい者職親委託制度	障害福祉課	ウ
			47	日中一時支援事業	障害福祉課	イ
			48	芸術・文化講座開催等事業 (障がい者作品展)	障害福祉課	ウ
			49	点字・声の広報等発行事業	広報広聴課	ウ
			50	奉仕員養成研修事業	障害福祉課	イ
			51	自動車運転免許取得・改造助成事業	障害福祉課	イ
		4. 補装具の援助	52	補装具の援助	障害福祉課	イ
		5. 各種福祉サービスの支援	53	障がい児・者生活サポート事業の推進	障害福祉課	ア
			54	配食サービス事業の推進	障害福祉課	ウ
			55	生活ホーム事業の支援	障害福祉課	イ
			56	外出支援マップの作成	企画課	ア
					都市計画課	イ
			57	緊急時通報システムの整備	障害福祉課	ウ
			58	難病患者への支援	障害福祉課	ウ
		59	障がい者の店への支援	庶務課	エ	
				障害福祉課	ウ	
	6. 財政援助	60	自動車利用のための費用の助成	障害福祉課	ア	
61		各種軽減制度の周知	障害福祉課	ウ		
62		年金・手当制度の周知	障害福祉課	ウ		
3 整備 住宅環境の	1. 住宅環境の整備促進	63	重度障害者居宅改善整備費補助事業の推進	障害福祉課	ウ	
		64	高齢者及び障害者住宅整備資金貸付事業の推進	長寿いきがい課	ウ	
				障害福祉課	ウ	
		65	障がい者に配慮した市営住宅の整備	営繕課	イ	
66	民間住宅などの整備支援	障害福祉課	終了			

基本方向	大項目	施策	No.	施策名	担当課	評価
3 すこやかに育むまちづくり	1 保健・療育・医療体制の整備	1. 健康診査の充実	67	乳幼児健康診査の充実	母子健康センター	ア
			68	がんや生活習慣病の早期発見・早期治療	熊谷保健センター	イ
					母子健康センター	イ
		2. 地域療育体制の整備	69	乳幼児の療育相談体制の充実	母子健康センター	イ
			70	障がい児の療育相談の充実	保育課	イ
			71	機能訓練・保育の充実	保育課	イ
			72	「あかしあ育成園」の施設整備の充実	保育課	ウ
			73	障がい児保育の充実	保育課	イ
			74	障がい児・者地域療育等支援事業の検討	障害福祉課	イ
					保育課	イ
		75	発達障がい児・者の支援	学校教育課	ア	
		3. 機能訓練対策の推進	76	機能訓練の充実	障害福祉課	ウ
		4. 医療環境の充実	77	地域ケア体制の整備	障害福祉課	ウ
			78	障がい者医療体制の充実	健康づくり課	イ
			79	在宅医療体制の充実	健康づくり課	イ
	80		自立支援医療の促進	障害福祉課	ア	
	81		重度心身障害者医療費助成制度の推進	障害福祉課	イ	
	5. 精神保健活動の推進	82	精神障がい者の地域移行・定着の推進	熊谷保健センター	ウ	
				障害福祉課	ウ	
	2 障がい児・者教育の充実	1. 就学前教育の充実	83	幼稚園における障がい児の受け入れの促進	学校教育課	ア
		2. 学校教育の充実	84	就学・教育相談の充実	学校教育課	ア
85			特別支援教育の充実	学校教育課	ア	
86			交流及び共同学習の推進	学校教育課	ア	
87			通級による指導の充実	学校教育課	ア	
88			学童保育の充実	保育課	イ	
89		学校施設のバリアフリー化の推進	営繕課	イ		
			教育総務課	イ		
3. 社会教育の充実	90	図書館サービスの充実	図書館	イ		
	91	生涯学習講座の充実	社会教育課	イ		
4 まじゅく 生きがいある	1 就労の場の確保	1. 一般就労の支援	92	雇用の場の拡大	企業活動支援課	ア
			93	就労支援施策の推進	障害福祉課	イ
			94	就労移行支援 [再掲 (32)]	障害福祉課	イ
			95	就労継続支援(A型・B型) [再掲 (33)]	障害福祉課	イ
		2. 障がい者雇用の促進	96	市職員採用の推進	職員課	イ
			97	市内企業への雇用促進及び啓発	企業活動支援課	ア

基本方向	大項目	施策	No.	施策名	担当課	評価
4 生きがいあるまちづくり	2 社会参加の促進	1. 社会参加への支援	98	障がい者の社会参加への支援	障害福祉課	ウ
			99	交流ふれあい活動の推進	障害福祉課	ウ
			100	障がい者に配慮した選挙の実施	選挙管理委員会	イ
		2. 文化・スポーツ活動への支援	101	市主催のイベントにおける障がい者参加の促進	スポーツ振興課	ウ
					障害福祉課	ウ
			102	スポーツ大会の支援	スポーツ振興課	ウ
					障害福祉課	ウ
			103	障がい者スポーツの推進	スポーツ振興課	ウ
					障害福祉課	イ
			104	障がい者の文化活動支援	社会教育課	イ
障害福祉課	イ					
105	芸術・文化講座開催等事業（障がい者作品展）〔再掲（48）〕	障害福祉課	ウ			
5 安心・安全なまちづくり	1 みんなにやさしいまちづくり	1. 生活空間の整備	106	住みやすいまちづくりの総合的推進	都市計画課	イ
			107	歩道の整備	維持課	ア
					道路課	イ
			108	交通環境の整備	安心安全課	イ
					都市計画課	イ
					維持課	ア
		管理課			イ	
		道路課	イ			
		109	バリアフリーの商店街づくりの推進	都市計画課	ウ	
				商業観光課	ウ	
	2. 公共建築物の整備	110	公共施設のバリアフリー化の推進	都市計画課	イ	
		111	交通ターミナル施設のバリアフリー化の推進	営繕課	イ	
				企画課	ウ	
	2 移動しやすい環境の整備	1. 交通機関の利用促進	112	人にやさしいバスの整備要請	都市計画課	イ
					企画課	ア
		2. 移動手段・外出支援の充実	113	福祉タクシー制度・自動車燃料費給付制度による支援	障害福祉課	ア
114			移動支援事業の推進〔再掲（42）〕	障害福祉課	ア	
115			障がい児・者生活サポート事業の推進〔再掲（53）〕	障害福祉課	ア	
116			福祉有償運送の推進	障害福祉課	ウ	

基本方向	大項目	施策	No.	施策名	担当課	評価
5 安心・安全なまちづくり	3 安全な暮らしの確保	1. 地域の防災対策の推進	117	災害時要援護者避難支援プランの充実	危機管理室	イ
					福祉課	ア
					長寿いきがい課	ウ
					障害福祉課	イ
			118	防災知識の普及・啓発	危機管理室	ア
					警防課	ア
			119	災害情報伝達体制の整備	危機管理室	ア
					警防課	ア
		120	障がい者に配慮した防災基盤の整備	都市計画課	ウ	
				危機管理室	ア	
		121	障がい者に対する医療対策	健康づくり課	イ	
				熊谷保健センター	イ	
		122	障がい者への情報提供・相談支援	広報広聴課	ウ	
		2. 施設の防災対策の推進	123	防災計画の策定	危機管理室	ウ
					警防課	ア
			124	防災教育・防災訓練の実施	警防課	ア
			125	施設・設備の整備・充実	警防課	ア
			126	社会福祉施設と地域の連携	危機管理室	ウ
		警防課			ア	
		127	被災した在宅障がい者の受入体制の整備	障害福祉課	ウ	
		3. 安心して生活できる 環境づくり	128	交通安全知識の普及・啓発	安心安全課	イ
129	防犯知識の普及・啓発		安心安全課	イ		
130	防犯と安全対策の充実		安心安全課	ウ		

3 障がい者団体へのヒアリング内容と対応等

- 1 ヒアリング実施日：平成28年8月31日(水)、9月20日(火)、10月4日(火)
- 2 参加団体
 - ・熊谷市立あかしあ育成園保護者会 ・熊谷市視覚障害者福祉会
 - ・ぎゅっとネット手とて ・障害者生活支援ネットワーク YOU ゆう
 - ・精神障害者家族会みのり会 ・熊谷若草親の会
 - ・熊谷市身体障害者福祉会 ・熊谷市ろう者協会 ・難聴児をもつ親の会
 - ・ロービジョンアイの会 ・自立生活センター遊 TO ピア
- 3 実施方法：事前に様式を配布し、記載された内容を基にして聞き取りを行った

分野	No.	現状・課題	障がい者計画（第2次）中の 対応施策のNo.等
相談	1	相談支援体制の整備を充実して欲しい。	25、42
情報提供・伝達	2	音声版「明日へのはばたき」を作成してもらいたい。	3
情報提供・伝達	3	障がいの種別に応じて利用できる福祉サービス等について、内容・条件、利用方法をもっとわかりやすく提供して欲しい。	3、4
情報提供・伝達	4	障がい別に給付される日常生活用具の内容及び追加変更の情報を、変更があった場合も含めて情報提供して欲しい。	3、4
広報活動	5	一般市民は未だに障がい者、特に知的障がい者や精神障がい者に対する差別・偏見が根強い。当事者や支援者を交えた啓発活動（講演会等）をより積極的に実施して欲しい。	11、12、13
社会参加	6	公共施設では多目的トイレはあるが、市内では多目的トイレが少なく、市内各地に多目的トイレを増設して欲しい。また、多目的トイレの位置や車いすでの移動所要時間などを示したマップの作成をして欲しい。	59、111
社会参加	7	市街地以外に居住している障がい者の外出の機会を増やすため、市街地以外にもバリアフリーを進めて欲しい。	112、113

社会参加	8	障がい当事者による講演会、イベント、疑似体験を実施して欲しい。	62、107、109
社会参加	9	気軽に日常的に障がいを持つ人たちが社会参加できるよう駐車場、会議室などが併設される障害者支援センターを作ってもらいたい。	1、2、103、104 御意見の趣旨は拝聴いたしましたが、現状困難です。
社会参加	10	音声テープによる選挙候補者の情報について、期日前投票に行くことが間に合うように早めに配布してもらいたい。また、政見放送予定日時の情報を流してもらいたい。	105 音声テープは現状、可能な限り迅速に配布しております。また、政見放送予定の情報は、ホームページへの掲載の仕方を工夫します。
社会参加	11	期日前投票時に名前・住所の確認について、視覚障がい者なので声で確認してもらおうが、別室、または違う場所で確認するなどプライバシーに配慮してもらいたい。	105 プライバシーを尊重するように配慮していきます。
在宅福祉サービス	12	平成30年度以前に入院時コミュニケーション事業で、入院時の介助保障を認める項目を追加して欲しい。	適正な支給決定を行って参ります。
在宅福祉サービス	13	24時間介助保障のため、介助の上限を撤廃し、認めて欲しい。	適正な支給決定を行って参ります。
在宅福祉サービス	14	65歳（特定疾患では40歳）以上の障がい者でも、介護保険の適用を優先せず、障がい福祉サービスを利用できるよう、柔軟に対応して欲しいため、厚労省に働き掛けて欲しい。	機会を捉え、要望を伝達して参ります。
在宅福祉サービス	15	重度の知的障がい者が一人暮らしできるようにグループホームを増やしたり、24時間のヘルパー派遣などの環境整備をして欲しい。	28、41
在宅福祉サービス	16	重度の知的障がい者が利用できるショートステイ施設を整備してもらいたい。	35
在宅福祉サービス	17	大規模施設でも土日のショートステイが断られることがあるので、その実情を把握してもらいたい。	35
在宅福祉サービス	18	障がいのある子ども達が利用できる放課後ディサービスを増やして欲しい。	39

その他の障害福祉サービス	19	精神保健福祉手帳 2 級まで軽自動車税を軽減してもらいたい。	御意見の趣旨は拝聴いたしました。現状困難です。
その他の障害福祉サービス	20	就労支援施設 B 型事業所に 65 歳を超えても継続して利用できるようにしてもらいたい。	38 適正な支給決定を行って参ります。
その他の障害福祉サービス	21	利用施設スタッフ、相談支援センター、障害福祉課でしっかり連携をとってもらいたい。	御意見の趣旨は拝聴いたしました。貴重な御意見として連携に努めます。
その他の障害福祉サービス	22	障がい児の利用できるブランコ(包み込むような囲いのあるタイプ)がある公園が少ない。市内の各公園に1つでも設置してもらいたい。	御意見の趣旨は拝聴いたしました。現状困難です。
その他の障害福祉サービス	23	手話言語条例を熊谷市でも早急に検討してもらいたい。	御意見の趣旨は拝聴いたしました。埼玉県条例を参考に、今後、情報収集や研究をして参りたいと存じます。
その他の障害福祉サービス	24	現在、月 1 回第 4 木曜日に手話通訳者の配置日を定めている。回数を増やし、フルタイムの配置をして欲しい。	御意見の趣旨は拝聴いたしました。現状、困難です。
その他の障害福祉サービス	25	紙幣について視覚障がい者は判別しにくい。日常生活用具の中に紙幣判別機を加えてもらいたい。	45 御意見の趣旨は拝聴いたしました。今後検討して参ります。
その他の障害福祉サービス	26	生活サポート事業について、同じ場所に行く時に会員同士が同乗することができず、目的地が同じなのに 1 人 1 人が依頼している。1 対 1 のサービスでなく乗り合いなどを認めて欲しい。	56 制度の趣旨から、現状困難です。
その他の障害福祉サービス	27	精神保健福祉手帳 2 級まで重度医療費助成を適用して欲しい。	御意見の趣旨は拝聴いたしました。市独自の補助は困難です。
その他の障害福祉サービス	28	障害者手帳、自立支援医療、障害年金を申請するための診断書料を補助してもらいたい。	御意見の趣旨は拝聴いたしました。市独自の補助は困難です。

その他の障害福祉サービス	29	車いす利用者が入居できる民間アパートへ障がい者が入居できるよう、スロープ設置を民間事業所に対し働き掛けて欲しい。	施行者の負担になることから法律に基づき適切に対応します。
就労	30	企業側から施設内に仕事を持ち込み施設内就労に繋がるように、また、施設内就労の方式を推進できるように、企業サイドの意識改革を行政から各企業へ働き掛けて欲しい。	101
就労	31	障がいのある方も障がいのない方も「共に学び、育つ、機会を持つために「庁内職場体験」のような体験型実習を実施して欲しい。	御意見の趣旨は拝聴いたしました。 今後、情報収集や研究をして参りたいと存じます。
就労	32	就労後に、雇用状況も含め、精神状態など相談できる場として、就労後の定着支援を相談できる場所を設けて欲しい。	97 御意見の趣旨は拝聴いたしました。 就労支援センターを充実させるよう努めます。
保健・医療	33	知的障がい者が健康診断などを行う環境を整備して欲しい。	御意見の趣旨は拝聴いたしました。 今後、情報収集や研究をして参りたいと存じます。
保健・医療	34	埼玉県に対して65歳以上の障害者手帳の交付を受けた者に対しても「埼玉県重度心身障害者医療費助成制度」対象となるように働き掛けて欲しい。	機会を捉え、要望を伝達して参ります。
教育	35	公共交通機関の職員に対する研修の際に障がい当事者を講師として派遣して欲しい。	御意見の趣旨は拝聴いたしました。機会を捉えて働きかけて参ります。
教育	36	学校教育において「原則統合・例外分離」の真のインクルーシブ教育を実現するよう、文部科学省に働き掛けて欲しい。	87、88、89、90、91 機会を捉え、要望を伝達して参ります。
教育	37	FM式補聴器(発信機・受信機で1セット)を市で保有し、難聴児がいる学校へ貸出してもらいたい。	45 貸与ではなく、購入費の助成について

			障害福祉課で相談を受付けております。
教育	38	タブレット式端末を学校授業、特に英語の授業に導入してもらいたい。	御意見の趣旨は拝聴いたしました。現状導入予定はありません。
教育	39	学校での様々な体験授業の中に聴覚障がい者体験を加えてもらいたい。	89 御意見の趣旨は拝聴いたしました。今後、加える方向で検討いたします。
バリアフリー	40	歩道の点字ブロック側の樹木について、危険なので、確認・改善して欲しい。	111、112、113
バリアフリー	41	道路等補修前に障がい者の立ち合いを行い、意見を聞いてもらいたい。	111、112、113
防災・防犯	42	福祉避難所の数を増やし、それぞれ障がいの特性に応じた避難所としてもらいたい。	130、134、135 御意見の趣旨は拝聴いたしました。現状特性に応じた個別の専用避難所は困難ですが、今後の検討課題とさせていただきます。
防災・防犯	43	災害時の備蓄品の中に補聴器用電池を加えて欲しい。	130 御意見の趣旨は拝聴いたしましたが、現状困難です。
防災・防犯	44	消防署、警察署、市、社会福祉協議会、民生委員協議会等関係者が集まる防災委員会を開催し、障がい者団体も加えてもらいたい。	130 現状困難ですが、検討課題とさせていただきます。
防災・防犯	45	市内における防災時のための備蓄所について、障がい者団体に公開し、意見を聞いて、必要と思われる者をそろえてもらいたい。	備蓄内容の公開については、検討いたします。
防災・防犯	46	公園等の多目的トイレに消防署や警察などに繋がる緊急通報装置を設置して欲しい。	御意見の趣旨は拝聴いたしました。

			現状困難です。
防災・防犯	47	熊谷市メール配信サービスを有効活用し、障がい者用の駐車場情報、トイレ情報等、日常生活情報を含め、障がい者を対象にした情報配信を設定して欲しい。また、災害時における体制や人員確保、ボランティアの確保など、計画に反映して欲しい。	3、111、129、130
差別解消法について	48	知的障がい者の方への対応について差別的取扱、合理的配慮について明確にしてもらいたい。	27 御意見の趣旨は拝聴いたしました。 今後、情報収集や研究をして参りたいと存じます。



題名「わかばのダルマ」



題名「みんなのクリスマス」

4 策定経過

年 月 日	内 容
平成28年5月24日	第1回 熊谷市障がい者計画策定委員会作業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定の概要 ・ 策定準備基礎資料の洗い出し・施策体系の確認
7月12日	第1回 熊谷市障がい者計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定の概要 ・ 計画策定のスケジュールについて
8月31日、9月20日 10月 4日	障がい者団体からのヒアリングの実施
9月23日	第2回 熊谷市障がい者計画策定委員会作業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者計画素案の確認・修正(書面にて)
10月 3日	第3回 熊谷市障がい者計画策定委員会作業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者計画修正素案の確認・修正(書面にて)
11月 1日	第2回 熊谷市障がい者計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 草案の確認・修正について
12月16日	第3回 熊谷市障がい者計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 修正草案の確認・修正について <p>【経営戦略会議での検討】</p>
平成29年1月24日 ～2月10日	パブリックコメントの実施
2月 日	第4回 熊谷市障がい者計画策定委員会
3月 日	熊谷市障がい者計画を市議会へ報告

5 熊谷市障がい者計画策定委員会設置要綱

平成28年3月17日決裁

(設置)

第1条 障害者基本法第11条3項の規定に基づく熊谷市障がい者計画（以下「障がい者計画」という。）を策定するため、熊谷市障がい者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、障がい者計画に関する必要な事項について調査研究及び協議を行い計画案を策定する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体の代表
- (3) 医療機関の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (6) 公募による市民
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から障がい者計画が策定される日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員の中から委員長が選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 会議は、公開とする。

(作業部会)

第7条 委員会に作業部会を設置し、作業部会に作業部会長、作業部会員を置く。

2 作業部会長は、障害福祉課長の職にある者を、作業部会員は別表第1に掲げる関係部局の職員をもって充てる。

3 作業部会は、第2条に規定する委員会の事務のうち、作業部会長が指示した事務を行う。

4 作業部会の会議の議長は、障害福祉課長をもって充てる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表1(第7条関係)

	部名	課名
1	市長公室	危機管理室
2	総合政策部	企画課
3	総合政策部	財政課
4	総合政策部	広報広聴課
5	総合政策部	スポーツ振興課
6	総務部	庶務課
7	総務部	職員課
8	市民部	市民活動推進課
9	市民部	市民課
10	市民部	安心安全課
11	市民部	健康づくり課
12	市民部	熊谷保健センター
13	市民部	母子健康センター
14	福祉部	福祉課
15	福祉部	長寿いきがい課
16	福祉部	障害福祉課
17	福祉部	こども課
18	福祉部	保育課
19	環境部	環境政策課
20	産業振興部	企業活動支援課
21	産業振興部	商業観光課
22	都市整備部	都市計画課
23	建設部	管理課
24	建設部	道路課
25	建設部	維持課
26	建設部	営繕課
27	水道部	営業課
28	議会事務局	事務局
29	選挙管理委員会	事務局
30	教育委員会	教育総務課
31	教育委員会	学校教育課(教育研究所)
32	教育委員会	社会教育課
33	教育委員会	図書館
34	消防本部	警防課

6 熊谷市障がい者計画策定委員会委員名簿

(敬称 略)

区 分	委員名	団体等名
学識経験者	清水 海隆	学校法人立正大学学園 社会福祉学部長
	片山 典子	埼玉県立熊谷特別支援学校教諭
障害者団体の代表	片岡 善生	熊谷市身体障害者福祉会代表理事
	松崎 竹司	熊谷若草親の会会長
	酒井 豊	精神障害者家族会みのり会理事
医療機関の代表	佐藤 祐一	熊谷市医師会理事
関係行政機関の職員	吉田 永子	熊谷公共職業安定所専門援助部門 統括職業指導官
	加藤 静子	埼玉県熊谷保健所副所長
障害者の福祉に関する事業に従事する者	横川 与志子	社会福祉法人 翠浩会新光苑副苑長
	坂本 滝司	熊谷市社会福祉協議会副会長
公募による市民	井上 朋美	公募による市民
	篠崎 美佐子	公募による市民
その他市長が必要と認める者	岡部 宣明	熊谷市自治会連合会副会長
	道下 昭	熊谷市民生委員児童委員協議会監事
	大久保 和政	熊谷商工会議所副会頭

「明日へのはばたき」は、市障害福祉課のほか、各行政センター福祉係でもお配りしています。また、市ホームページでも「明日へのはばたき」を御覧になれます。

表紙・カット:この計画書の表紙及びカットの絵画等は、
「第12回 障害者作品展(平成28年度)」の作品です。

熊谷市障がい者計画(第2次)

発行 平成29年3月

編集 熊谷市 福祉部 障害福祉課

〒360-8601 埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1

TEL : 048-524-1111 FAX : 048-524-8790
